

を納付することを誓約し、期限的に納付した場合。

ハ 督促状の指定期限前に、国税通則法第55条の規定の例による納付委託(国税通則法第46条第1項若しくは第2項又は国税徴収法第151条第1項第1号の規定の例によるものを除く。)を受けた場合において当該証券が督促状の指定期限後1ヵ月以内の日を支払期日としている場合。

- (3) 本号の規定による費用の徴収は、督促状の指定期限の翌日から、当該概算保険料を完納した日の前日(当該概算保険料を完納した日が、当該概算保険料に係る保険年度若しくは事業期間又は延納の場合における当該期の末日を経過している場合には当該保険年度若しくは事業期間又は期の末日)までの期間中に生じた事故に係る休業補償給付、障害補償給付、遺族補償給付及び葬祭料(再発に係るものを除く。)のうち事故発生の日から当該概算保険料を完納した日の前日までに支給事由が生じたもの(督促状の指定期限を経過した後に前記(2)のイに掲げる事由が生じたことによる保険料付猶予期間中に支給事由の生じたものを除く。)について、支給のつど行なうこと。ただし、この場合、療養を開始した日(即死の場合は事故発生の日)の翌日から起算して3年以内の期間において支給事由の生じたものに限ること。
- (4) 徴収金の価額は、前記(3)の保険給付の額に相当する額に、納付すべき概算保険料に対する滞納額の割合(以下「滞納率」という。)(滞納率が100分の40をこえるときは、100分の40とする。)を乗じて得た価額とすること。

2 第1項第2号関係

- (1) 本号の規定は、事業主(事業主に代つて危害防止に関する事項を管理する責任を有する者を含む。)が、次の各号の1に該当する場合に適用すること。

なお、当該事故の発生原因が他の行政庁の主管する危害防止に関する事項に係るものである場合には、当該行政庁の意見を求めて処理することを要するが、その回答が事故発生後6ヵ月以内に得られなかつた場合には、それまでの調査資料に基づいて独自に判断して差し支えないこと。

イ 法令に危害防止のための直接的かつ具体的な措置が規定されている場合に、事業主が当該規定に明白に違反したため、事故を発生させたと認められるとき。

ロ 法令に危害防止のための直接的措置が規定されているが、その規定する措置が具体性に欠けている場合に、事業主が監督行政庁より具体的な措置について指示を受け、その措置を講ずることを怠つたために事故を発生させたと認められるとき。

ハ 法令に危害防止のための措置が規定されていないが、事故発生の危険が明白かつ急迫であるため、事業主が監督行政庁より直接的かつ具体的な措置について指示を受け、その措置を講ずることを怠つたために事故を発生させたと認められるとき。

- (2) 本号の規定による費用の徴収は、当該事故に係る休業補償給付、障害補償給付、遺族補償給付及び葬祭料(再発に係るものを除く。)について、支給のつど行なうこと。ただし、この場合、療養を開始した日(即死の場合は事故発生の日)の翌日から起算して3年以内の期間において支給事由の生じたものに限る。
- (3) 徴収金の価額は、前記(2)の保険給付の額に相当する額の100分の30に相当する額とすること。

3 徴収金の徴収の調整

本条第1項第1号に該当する事由と第2号に該当する事由とが同時に存する場合においては、いずれか高い方の価額をもつて徴収金の価額とすること。

4 徴収金の徴収の方法

本条の規定による徴収金の債権管理及び徴収事務は、国の債権の管理等に関する法律及び関係法令によるほか、次により行なうこと。

なお、本条の規定による徴収金には従来どおり延滞金を果さないものとして取り扱うこと。

- (1) 所轄労働基準監督署長は、本条の規定に該当するものについて保険給付を行なった場合には、所轄都道府県労働基準局長(以下「所轄局長」という。)に対してその旨を別紙様式の1により通知すること。
- (2) 所轄局長は、上記1の通知を受けた場合は、当該事業主に対し保険給付に要した費用を徴収する旨及び徴収金の価額等を別紙様式の2により通知するとともに、納入告知書を送付すること。
- (3) 本条の規定による徴収金については、債権の種類は、損害賠償金債権、歳入科目は労働保険特別会計労災勘定の(款)雑収入(項)雑収入(目)雑入とすること。

6 徴収の特例

前記1の(4)及び2の(3)にかかわらず、本条の規定による徴収金の価額が1,000円未満の場合には、本条の規定の適用を差し控えること。

7 第三者行為災害の場合における本条の規定の適用

- (1) 本条第1項第1号の規定の適用がある場合で、法第20条第1項の規定の適用があるときは、すでに支給した保険給付の価額から政府が求償し得べき価額を差し引いて得た残額に滞納率(滞納率が100分の40をこえるときは100分の40とする。)を乗じて得た価額を、本条の規定による徴収金として徴収すること。
- (2) 本条第1項第2号の規定が適用される場合で、当該事業主のほかに共同不法行為者たる第三者があるときは、すでに支給した保険給付の価額から当該第三者に求償し得る額を差し引いて得た残額の100分の30に相当する額を、本条の規定による徴収金として徴収すること。

別添(略)

各都道府県労働基準局長 殿

労働省労働基準局長

労働者災害補償保険法の一部を改正する法律等の施行について

労働者災害補償保険法の一部を改正する法律(昭和48年法律第85号)、労働者災害補償保険法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(昭和48年政令第322号)、労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令(昭和48年労働省令第35号)、及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(昭和48年労働省令第36号)並びに関係告示(昭和48年労働省告示第68号、第69号及び第70号)が、本年12月1日から施行され、通勤災害保護制度が同日から発足することとなった。新制度の大綱については、昭和48年11月22日付け労働省発基第105号により、労働事務次官から通達されたところであるが、同制度に係る事務取扱いについては、下記事項を了知の上、特に制度発足の当初においては、局署職員が一体となって一日も早く制度の運営を軌道に乗せるべく、格段の努力を払い、業務運営に遺憾なきを期されたい。

(注) 法令の略称は、次のとおりである。

改正法 労働者災害補償保険法の一部を改正する法律

新法 改正法による改正後の労働者災害補償保険法

旧法 改正法による改正前の労働者災害補償保険法

新整備法 改正法による改正後の失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

改正省令 労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令

新規規則 改正省令による改正後の労働者災害補償保険法施行規則

新整備省令 改正規則による改正後の失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う労働省令の整備等に関する省令

記

第1 労災保険の目的の改正

今次の改正により、労働者災害補償保険(以下「労災保険」という。)の目的として、労働者の通勤災害についても保険給付及び保険施設を行うことが加えられた(新法第1条)。新法第1条においては、従来の「災害補償」を行うという文言に代えて、「保険給付」を行うという表現に改められているが、これは、本来事業主に災害補償責任のない通勤災害についても「災害補償」を行うというのは適切でないので、「保険給付」を行うというより一般的な表現を用いたものであって、業務災害に関する保険給付は従来のとおり「災害補償」として行われるものである。このことは、労働基準法(昭和22年法律第49号)第84条の規定に今回何らの変更がなされなかったことから明らかである。

第2 保険給付関係

旧法においては、保険給付及び保険施設について第3章としてまとめて規定されていたものが、新法においては、保険給付については第3章として、保険施設については第3章の2として、それぞれ規定されることとなった。さらに、第3章は、「第1節 通則」、「第2節 業務災害に関する保険給付」及び「第3節 通勤災害に関する保険給付」の3節に分かたれて規定されることとなった。

1 通則関係

第1節には、業務災害に関する保険給付及び通勤災害に関する保険給付の双方に適用される通則的規定が置かれた(新法第7条から第12条の7まで)。

(1) 業務災害及び通勤災害

新法第7条第1項の規定が、労災保険から業務災害及び通勤災害に関して保険給付は行われるものであること並びに業務災害及び通勤災害の定義を定めたものである。業務災害の認定に関する取扱いは従来のとおりであるが、通勤災害の認定については、新たに発足した労働者の通勤災害保護制度の運営上の重要な問題であるので、別紙「通勤災害の範囲について」により慎重に行うこととされたい。

なお、通勤災害の認定についても、全国を通じて統一的に行う必要があるので、各都道府県労働基準局において、別紙「通勤災害の範囲について」によっては、通勤災害に該当するか否かの認定の困難な事案については、当分の間、事案毎に本省あてりん伺することとされたい。

(2) 給付基礎日額

通勤災害に関する保険給付に係る給付基礎日額も、業務災害の場合と同様であり、原則として、労働基準法第12条の平均賃金に相当する額を用いるものとされている(新法第8条)。新法第8条の規定は、旧法第12条の2の規定について、当該平均賃金の算定事由の発生した日を明確に定めるための改正が行われたものである。

(3) その他の通則規定

新法第9条から第12条の7までの規定は、旧法第12条の3から第12条の6まで及び第19条から第22条の2まで(第19条の3を除く。)の規定に相当するもので、これらの規定について所要の整理が行われたものである。

2 業務災害に関する保険給付関係

業務災害に関する保険給付については、第3章第3節として新法第12条の8から第20条までに規定されることとなったが、これらの規定に相当する旧法の規定について所要の整理が行われたほかは、従来と変りがない。

3 通勤災害に関する保険給付関係

通勤災害に関する保険給付については、第3章第3節として、新法第21条から第22条の7までに規定されているところである。

(1) 保険給付の種類等

通勤災害に関する保険給付は、新法第21条に規定されているとおり、痛養給付、休業給付、障害給付、遺族給付、葬祭給付及び長期傷病給付の6種類で、これらの給付は、それぞれ業務災害に関する痛養補償給付、休業補償給付、障害補償給付、遺族補償給付、葬祭料及び長期傷病補償給付と同一内容であり、その支給事由、受給権者、他の社会保険による給付との調整等も業務災害の場合と同様である(新法第22条から第22条の6まで)。

(2) 保険給付の請求

通勤災害に関する保険給付の請求手続については、業務災害に関する保険給付の場合と基

本的には同様であるが、通勤災害の性格上、請求書の記載事項等について必要な限度において差異が設けられている。たとえば、通勤災害に関する請求書には、業務災害の場合の記載事項に加えて、次の事項を記載しなければならないこととされている(新規則第18条の5第1項等)。

① 災害の発生の時刻及び場所

② 就業の場所並びに災害が出勤の際に生じたものである場合には就業開始の予定の時刻、災害が退勤の際に生じたものである場合には就業終了の時刻及び就業の場所を離れた時刻

③ 通常の通勤の経路及び方法

④ 住居又は就業の場所から災害の発生の場所に至った経路、方法所用時間その他の状況
なお、②については必ず、①及び③に掲げる事項については、事業主が知り得た場合に、その証明を受けなければならないこととされている(新規則第18条の5第2項等)

第3 保険施設関係

保険施設については、新法においては、第3章の2として独立の1章が設けられたほか、第23条の規定が改正されて、外科後処置に関する施設等は、業務災害についてと同様に、通勤災害についても行われることとなった。なお、第23条の2に定められている災害予防に関する保険施設は、通勤災害については行われない。

第4 費用の負担関係

1 保険料の徴収について

通勤災害に関する保険給付等に要する費用にあてるための財源は、労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)の規定による労働保険料に含めて徴収されるものであり、これに伴い同法及び関係政省令について所要の改正が行われたが、これらに関しては、別途、昭和49年11月22日付け労働省発労徴第85号基発第645号により通達されているところである。

2 事業主からの費用徴収

通勤災害に関する事業主からの費用徴収は、保険料の滞納中に生じた事故についてのみ行われる。また、この場合における費用徴収の限度額は、業務災害の場合と同様である(新法第25条第1項)。

なお、通勤災害の場合には、事業主の故意又は重大な過失による事故について費用徴収を行わないのは、通勤災害は事業主の支配下において生ずるものではなく、事業主に災害予防義務が課されていないためである。

3 労働者の一部負担

通勤災害に関する療養給付を受ける労働者は、200円(日雇労働者健康保険の被保険者は、50円)の一部負担金を納付しなければならないこととされているが、①第三者行為災害を被った者、②痛養開始後3日以内に死亡した者及び③転医した者の場合は、この限りでないとしている(新法第25条第2項、新規則第44条の2第1項及び第2項)。また、この一部負担金は、当該労働者に支払うべき療養給付たる療養の費用又は休業給付の額からこれに相当する額を控除することによって徴収することができることとされている(新法第25条第3項、新規則第44条の2第3項)。

なお、一部負担金の徴収手続等で、事業主からの徴収金の場合と同様とされているところはある(新法第25条第4項)。

第5 特別加入関係

特別加入者については、その実態の特性等に鑑み、通勤災害に関する保険給付は、行われな
いものである(新法第28条及び第29条)。

第6 不服申立て及び訴訟関係

新法第38条は、旧法においては、労働保険の保険料の徴収等に関する法律中の規定の準用につ
いて各徴収金に関する条項ごとに規定されていたものを、まとめて規定したものである。

第7 雑則関係

保険給付についての時効に関する規定その他第6章(雑則)の規定は、通勤災害に関する場合
も、業務災害に関する場合と同様に適用される。

新法第45条は、旧法第45条の規定を改め、戸籍に関する証明は、市町村等の条例で定めた場
合には、無料とすることとしたものである。

新法第47条の規定は、通勤災害の多くは第三者行為災害であるため、保険給付の原因である
事故を発生させた第三者に対しても、行政庁が必要な報告、届出、文書その他の物件の提出を
命ずることができることとしたものである。なお、この場合の第三者については、他の関係者
と異なり行政庁への出頭を命ずることはできないものである。

第8 暫定措置及び特例措置

年金たる保険給付の額についてのスライド制の適用、遺族に対する前払一時金の支給及び55
才以上60才未満の遺族に係る年金に関する特例は、いずれも、通勤災害に関する保険給付につ
いても、業務災害の場合と同様、実施されることとされている(改正法附則第3条から第5条ま
で)。

また、通勤災害についても、業務災害の場合と同様、保険給付の特例が設けられており、こ
の場合にも、労働保険料のほか、特別保険料を徴収することとしている(新整備法第18条の2、
第19条等及び新整備則第6条から第9条まで)。

第9 新法の適用

新法は、昭和48年12月1日以後に発生した事故に起因する通勤災害に関して適用される(収正
法附則第2条)。したがって、たとえ同日以後に支給事由が生ずるものであっても、同日前に発
生した事故に起因する通勤災害については、新法に基づく保険給付は行われな
いこととなる。

「通勤災害の範囲について」

通勤災害については、労災保険法第7条第1項第2号において「労働者の通勤による負傷、疾病、障害又は死亡」をいうものと定義されている。

また、通勤については、同条第2項及び第3項において次のとおり定義されている。

「前項第2号の通勤とは、労働者が、就業に関し、次に掲げる移動を、合理的な経路及び方法により行うことをいい、業務の性質を有するものを除くものとする。

- 1 住居と就業の場所との間の往復
- 2 厚生労働省令で定める就業の場所から他の就業の場所への移動
- 3 第1号に掲げる往復に先行し、又は後続する住居間の移動(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)

「労働者が、前項各号に掲げる移動の経路を逸脱し、又は同項各号に掲げる移動を中断した場合においては、当該逸脱又は中断の間及びその後の同項各号に掲げる移動は、第1項第2号の通勤としない。ただし、当該逸脱又は中断が、日常生活上必要な行為であって厚生労働省令で定めるものをやむを得ない事由により行うための最少限度のものである場合は、当該逸脱又は中断の間を除き、この限りでない。」

併せて、労災保険法第7条第2項第2号の厚生労働省令で定める就業の場所は、労災保険法施行規則第6条において次のように定められている。

- 「1 法第3条第1項の適用事業及び整備法第5条第1項の規定により労災保険に係る保険関係が成立している同項の労災保険暫定任意適用事業に係る就業の場所
- 2 法第34条第1項第1号、第35条第1項第3号又は第36条第1項第1号の規定により労働者とみなされる者(第46条の22の2に規定する者を除く。)に係る就業の場所
- 3 その他前2号に類する就業の場所」

また、労災保険法第7条第2項第3号の厚生労働省令で定める要件は、労災保険法施行規則第7条において次のように定められている。

「法第7条第2項第3号の厚生労働省令で定める要件は、同号に規定する移動が、次の各号のいずれかに該当する労働者により行われるものであることとする。

- 1 転任に伴い、当該転任の直前の住居と就業の場所との間を日々往復することが当該往復の距離等を考慮して困難となったため住居を移転した

労働者であって、次のいずれかに掲げるやむを得ない事情により、当該転任の直前の住居に居住している配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）と別居することとなったもの

イ 配偶者が、要介護状態（負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、二週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態をいう。以下同じ。）にある労働者又は配偶者の父母又は同居の親族を介護すること。

ロ 配偶者が、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第82条の2に規定する専修学校若しくは同法第83条第1項に規定する各種学校（以下「学校等」という。）に在学し、又は職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の6第3項に規定する公共職業能力開発施設の行う職業訓練（職業能力開発総合大学校において行われるものを含む。以下「職業訓練」という。）を受けている同居の子（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子に限る。）を養育すること。

ハ 配偶者が、引き続き就業すること。

ニ 配偶者が、労働者又は配偶者の所有に係る住宅を管理するため、引き続き当該住宅に居住すること。

ホ その他配偶者が労働者と同居できないと認められるイからニまでに類する事情

2 転任に伴い、当該転任の直前の住居と就業の場所との間を日々往復することが当該往復の距離等を考慮して困難となったため住居を移転した労働者であって、次のいずれかに掲げるやむを得ない事情により、当該転任の直前の住居に居住している子と別居することとなったもの（配偶者がいないものに限る。）

イ 当該子が要介護状態にあり、引き続き当該転任の直前まで日常生活を営んでいた地域において介護を受けなければならないこと。

ロ 当該子（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子に限る。）が学校等に在学し、又は職業訓練を受けていること。

ハ その他当該子が労働者と同居できないと認められるイ又はロに類する事情

3 転任に伴い、当該転任の直前の住居から就業の場所との間を日々往復することが当該往復の距離等を考慮して困難となったため住居を移転した労働者であって、次のいずれかに掲げるやむを得ない事情により、当該転任の直前の住居に居住している当該労働者の父母又は親族（要介護状態にあり、かつ、当該労働者が介護していた父母又は親族に限る。）と別居することとなったもの（配偶者及び子がいないものに限る。）

イ 当該父母又は親族が、引き続き当該転任の直前まで日常生活を営んでいた地域において介護を受けなければならないこと。

ロ 当該父母又は親族が労働者と同居できないと認められるイに類する事情

4 その他前3号に類する労働者

さらに、日常生活上必要な行為であつて厚生労働省令で定めるものは、労災保険法施行規則第8条において、次のように定められている。

「法第7条第3項の厚生労働省令で定める行為は、次のとおりとする。

- 1 日用品の購入その他これに準ずる行為
- 2 職業訓練、学校教育法第1条に規定する学校において行われる教育その他これらに準ずる教育訓練であつて職業能力の開発向上に資するものを受ける行為
- 3 選挙権の行使その他これに準ずる行為
- 4 病院又は診療所において診察又は治療を受けることその他これに準ずる行為」

上に述べた定義について、具体的に説明すると次のとおりである。

1 「通勤による」の意義

「通勤による」とは通勤と相当因果関係のあること、つまり、通勤に通常伴う危険が具体化したことをいう。

- ① 具体的には、通勤の途中において、自動車にひかれた場合、電車が急停車したため転倒して受傷した場合、駅の階段から転落した場合、歩行中にビルの建設現場から落下してきた物体により負傷した場合、転倒したタンクローリーから流れ出す有害物質により急性中毒にかかった場合等、一般に通勤中に発生した災害は通勤によるものと認められる。
- ② しかし、自殺の場合、その他被災者の故意によって生じた災害、通勤の途中で怨恨をもってけんかをしかけて負傷した場合などは、通勤をしていることが原因となって災害が発生したものではないので、通勤災害とは認められない。

2 「就業に関し」の意義

「就業に関し」とは、移動行為が業務に就くため又は業務を終えたことにより行われるものであることを必要とする趣旨を示すものである。つまり、通勤と認められるには、移動行為が業務と密接な関連をもって行われることを要することを示すものである。

- ① まず、労働者が、業務に従事することになっていたか否か、又は現実に業務に従事したか否かが、問題となる。

この場合に所定の就業日に所定の就業場所で所定の作業を行うことが業務であることはいふまでもない。また、事業主の命によって物品を届けに

行く場合にも、これが業務となる。また、このような本来の業務でなくとも、全職員について参加が命じられ、これに参加すると出勤扱いとされるような会社主催の行事に参加する場合等は業務と認められる。さらに、事業主の命をうけて得意先を接待し、あるいは、得意先との打合せに出席するような場合も、業務となる。逆に、このような事情のない場合、例えば、休日に会社の運動施設を利用しに行く場合はもとより会社主催ではあるが参加するか否かが労働者の任意とされているような行事に参加するような場合には、業務とならない。ただし、そのような会社のレクリエーション行事であっても、厚生課員が仕事としてその行事の運営にあたる場合には当然業務となる。また、事業主の命によって労働者が拘束されないような同僚との懇親会、同僚の送別会への参加等も、業務とはならない。

さらに、労働者が労働組合大会に出席するような場合は、労働組合に雇用されていると認められる専従役員については就業との関連性が認められるのは当然であるが、一般の組合員については就業との関連性は認められない。

②

(イ) 出勤(労災保険法第7条第2項第1号の住居から就業の場所への移動をいい、同項第2号の場合の第2の就業の場所への移動を含む。以下同じ。)の就業との関連性についてであるが、所定の就業日に所定の就業開始時刻を目途に住居を出て就業の場所へ向う場合は、寝すごしによる遅刻、あるいはラッシュを避けるための早出等、時刻的に若干の前後があっても就業との関連性があることはもちろんである。他方、運動部の練習に参加する等の目的で、例えば、

i) 午後の遅番の出勤者であるにもかかわらず、朝から住居を出る等、所定の就業開始時刻とかけ離れた時刻に会社に行く場合や

ii) 第2の就業場所にその所定の就業開始時刻と著しくかけ離れた時刻に出勤する場合

には、当該行為は、むしろ当該業務以外の目的のために行われるものと考えられるので、就業との関連性はないと認められる。

なお、日々雇用される労働者については、継続して同一の事業に就業しているような場合は、就業することが確実であり、その際の出勤は、就業との関連性が認められるし、また公共職業安定所等でその日の紹介を受けた後に、紹介先へ向う場合で、その事業で就業することが見込まれるときも、就業との関連性を認めることができる。しかし、公共職業安定所等でその日の紹介を受けるために住居から公共職業安定所等まで行く行為は、未だ就職できるかどうか確実でない段階であり、職業紹介を受けるための行為であって、就業のための出勤行為であるとはいえない。

(ロ) 退勤(労災保険法第7条第2項第1号の就業の場所から住居への移

動をいう。)の場合であるが、この場合にも、終業後ただちに住居へ向う場合は就業に関するものであることについては、問題がない。このことは、日々雇用される労働者の場合でも同様である。

また、所定の就業時間終了前に早退をするような場合であっても、その日の業務を終了して帰るものと考えられるので、就業との関連性を認められる。

なお、通勤は1日について1回のみしか認められないものではないので、昼休み等就業の時間の間に相当の間隔があって帰宅するような場合には、昼休みについていえば、午前中の業務を終了して帰り、午後の業務に就くために出勤するものと考えられるので、その往復行為は就業との関連性を認められる。

また、業務の終了後、事業場施設内で、囲碁、麻雀、サークル活動、労働組合の会合に出席をした後に帰宅するような場合には、社会通念上就業と帰宅との直接的関連を失わせると認められるほど長時間となるような場合を除き、就業との関連性を認めても差し支えない。

(ハ) 労災保険法第7条第2項第3号の通勤における帰省先住居から赴任先住居への移動の場合であるが、実態等を踏まえ、業務に就く当日又は前日に行われた場合は、就業との関連性を認めて差し支えない。ただし、前々日以前に行われた場合は、交通機関の状況等の合理的理由があるときに限り、就業との関連性が認められる。

(ニ) 労災保険法第7条第2項第3号の住居間移動における赴任先住居から帰省先住居への移動の場合であるが、実態等を踏まえて、業務に従事した当日又はその翌日に行われた場合は、就業との関連性を認めて差し支えない。ただし、翌々日以後に行われた場合は、交通機関の状況等の合理的理由があるときに限り、就業との関連性が認められる。

3 「合理的な経路及び方法」の意義

「合理的な経路及び方法」とは、当該移動の場合に、一般に労働者が用いるものと認められる経路及び手段等をいうものである。

- ① 経路については、乗車定期券に表示され、あるいは、会社に届け出ているような、鉄道、バス等の通常利用する経路及び通常これに代替することが考えられる経路等が合理的な経路となることはいうまでもない。また、タクシー等を利用する場合に、通常利用することが考えられる経路が二、三あるような場合には、その経路は、いずれも合理的な経路となる。また、経路の道路工事、デモ行進等当日の交通事情により迂回してとる経路、マイカー通勤者が貸切の車庫を経由して通る経路等通勤のためにやむを得ずとることとなる経路は合理的な経路となる。さらに、

他に子供を監護する者がいない共稼労働者が託児所、親せき等にあずけるためにとる経路などは、そのような立場にある労働者であれば、当然、就業のためにとらざるを得ない経路であるので、合理的な経路となるものと認められる。

逆に、上に述べたところから明らかなように、特段の合理的な理由もなく著しく遠まわりとなるような経路をとる場合には、これは合理的な経路とは認められないことはいうまでもない。また、経路は、手段とあわせて合理的なものであることを要し、鉄道線路、鉄橋、トンネル等を歩行して通る場合は、合理的な経路とはならない。

- ② 次に方法については、鉄道、バス等の公共交通機関を利用し、自動車、自転車等を本来の用法に従って使用する場合、徒歩の場合等、通常用いられる交通方法は、当該労働者が平常用いているか否かにかかわらず一般に合理的な方法と認められる。しかし、例えば、免許を一度も取得したことのないような者が自動車を運転する場合、自動車、自転車等を泥酔して運転するような場合には、合理的な方法と認められない。なお、飲酒運転の場合、単なる免許証不携帯、免許証更新忘れによる無免許運転の場合等は、必ずしも、合理性を欠くものとして取り扱う必要はないが、この場合において、諸般の事情を勘案し、給付の支給制限が行われることがあることは当然である。

4 「業務の性質を有するもの」の意義

「業務の性質を有するもの」とは、当該移動による災害が業務災害と解されるものをいう。

具体例としては、事業主の提供する専用交通機関を利用してする通勤、突発的事故等による緊急用務のため、休日又は休暇中に呼出しを受け予定外に緊急出勤する場合がこれにあたる。

5 「住居」の意義

- ① 労災保険法第7条第2項第1号の「住居」とは、労働者が居住して日常生活の用に供している家屋等の場所で、本人の就業のための拠点となるところを指すものである。

したがって、就業の必要性があつて、労働者が家族の住む場所とは別に就業の場所の近くに単身でアパートを借りたり、下宿をしてそこから通勤しているような場合は、そこが住居である。さらに通常は家族のいる所から出勤するが、別のアパート等を借りていて、早出や長時間の残業の場合には当該アパートに泊り、そこから通勤するような場合には、当該家族の住居とアパートの双方が住居と認められる。また、長時間の残業や、早出出勤及び平成3年2月1日付け基発第75号通達におけ

る新規赴任、転勤のため等の勤務上の事情や、交通ストライキ等交通事情、台風などの自然現象等の不可抗力的な事情により、一時的に通常の住居以外の場所に宿泊するような場合には、やむを得ない事情で就業のために一時的に居住の場所を移していると認められるので、当該場所を住居と認めて差し支えない。

逆に、友人宅で麻雀をし、翌朝そこから直接出勤する場合等は、就業の拠点となっているものではないので、住居とは認められない

なお、転任等のやむを得ない事情のために同居していた配偶者と別居して単身で生活する者や家庭生活の維持という観点から自宅を本人の生活の本拠地とみなし得る合理的な理由のある独身者にとっての家族の住む家屋については、当該家屋と就業の場所との間を往復する行為に反復・継続性が認められるときは住居と認めて差し支えない。

- ② 労災保険法第7条第2項第3号の通勤における赴任先住居とは、①の住居の考え方と同様に、労働者が日常生活の用に供している家族等の場所で本人の就業のための拠点となるところを指すものである。また、同号の通勤における帰省先住居についても、当該帰省先住居への移動に反復・継続性が認められることが必要である。さらに、労災保険法施行規則第7条第1号イにおける労働者又は配偶者の父母の居住している場所についても、反復・継続性が認められる場合は「住居」と認められる。

6 「就業の場所」の意義

「就業の場所」とは、業務を開始し、又は終了する場所をいう。

業務の意義については2の①について述べたところであるが、具体的な就業の場所には、本来の業務を行う場所のほか、物品を得意先に届けてその届け先から直接帰宅する場合の物品の届け先、全員参加で出勤扱いとなる会社主催の運動会の会場等がこれにあたることとなる。

なお、外勤業務に従事する労働者で、特定区域を担当し、区域内にある数カ所の用務先を受け持って自宅との間を往復している場合には、自宅を出てから最初の用務先が業務開始の場所であり、最後の用務先が、業務終了の場所と認められる。

また、労災保険法第7条第2項第2号の通勤における第1の就業の場所についても、労災保険法の適用事業、通勤災害保護制度の対象となっている特別加入者に係る就業の場所及びこれらに類する就業の場所とする。「類する就業の場所」とは、具体的には、地方公務員災害補償法、国家公務員災害補償法又は船員保険法による通勤災害保護対象となる勤務場所又は就業の場所とする。

7 「逸脱」、「中断」及び「日用品の購入その他これに準ずる日常生活上必要な行為であって厚生労働省令で定めるものをやむを得ない事由により行うため

の最少限度のもの」の意義

- ① 「逸脱」とは、通勤の途中において就業又は通勤とは関係のない目的で合理的な経路をそれることをいい、「中断」とは、通勤の経路上において通勤とは関係のない行為を行うことをいう。具体的には、途中で麻雀を行う場合、映画館に入っている場合、バー、キャバレー等で飲酒する場合、デートのため長時間にわたってベンチで話しこんだり、経路からはずれる場合がこれに該当する。

しかし、経路の近くにある公衆便所を使用する場合、帰途に経路の近くにある公園で短時間休息する場合や、経路上の店でタバコ、雑誌等を購入する場合、駅構内でジュースの立飲みをする場合、経路上の店で渴をいやすため極く短時間、お茶、ビール等を飲む場合、経路上で商売している大道の手相見、人相見に立寄って極く短時間手相や人相をみてもらう場合等のように通常経路の途中で行うようなささいな行為を行う場合には、逸脱、中断に該当しない。ただし、飲み屋やビヤホール等において、長時間にわたって腰をおちつけるに至った場合や、経路からはずれ又は門戸を構えた観相家のところで、長時間にわたり、手相、人相等をみてもらう場合等は、逸脱、中断に該当する。

- ② 逸脱、中断の間及びその後の移動は原則として通勤とは認められないが、当該逸脱・中断が日用品の購入その他これに準ずる行為等をやむを得ない事由により最少限度の範囲で行う場合には、当該逸脱、中断の後、合理的な経路に復した後は通勤と認められることとされている。

なお、「やむを得ない事由により」とは、日常生活の必要のあることをいい、「最少限度のもの」とは、当該逸脱又は中断の原因となった行為の目的達成のために必要とする最少限度の時間、距離等をいう。

- (イ) 「日用品の購入その他これに準ずる行為」とは、具体的には、帰途で惣菜等を購入する場合、独身者が食堂に食事に立ち寄る場合、クリーニング店に立ち寄る場合等がこれに該当する。

また、労災保険法第7条第2項第2号の通勤では、これらに加え、次の就業場所の始業時間との関係から食事に立ち寄る場合、図書館等における業務に必要な情報収集等を行う場合等も含み、同項第3号の通勤では、長距離を移動するために食事に立ち寄る場合やマイカー通勤のための仮眠を取る場合等も該当するものとする。

- (ロ) 「これらに準ずる教育訓練であつて職業能力の開発向上に資するものを受ける行為」とは、職業能力開発総合大学校における職業訓練及び専修学校における教育がこれに該当する。各種学校における教育については、就業期間が1年以上であつて、課程の内容が一般的に職業に必要な技術、例えば、工業、医療、栄養士、調理師、理容師、美容師、保育教員、商業経理、和洋裁等に必要な技術を教授するもの(茶

道、華道等の課程又は自動車教習所若しくはいわゆる予備校の課程はこれに該当しないものとして取り扱う。) は、これに該当するものとして取り扱うこととする。

(ハ) 「選挙権の行使その他これに準ずる行為」とは、具体的には、選挙権の行使、最高裁判所裁判官の国民審査権の行使、住民の直接請求権の行使等がこれに該当する。

(ニ) 「病院又は診療所において診察又は治療を受けることその他これに準ずる行為」とは、病院又は診療所において通常の医療を受ける行為に限らず、人工透析など比較的長時間を要する医療を受けることも含んでいる。また、施術所において、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等の施術を受ける行為もこれに該当する。

8 「転任」の意義

「転任」とは、企業の命を受け、就業する場所が変わることをいう。また、就業していた場所、つまり事業場自体の場所が移転した場合も該当することとする。

9 「距離等を考慮して困難」の意義

転任直前の住居と就業の場所との間の距離について、最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路で判断するものとする。

具体的には、その経路について、徒歩による測定距離や鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第13条に規定する鉄道運送事業者の調べに係る鉄道旅客貨物運賃算出表に掲げる距離等を組み合わせた距離が60キロメートル以上の場合又は、60キロメートル未満であっても、移動方法、移動時間、交通機関の状況等から判断して60キロメートル以上の場合に相当する程度に通勤が困難である場合とする。

10 「要介護状態」の意義

「常時介護を要する状態」とは、別表により判断する。

11 「類する事情」の例示

(イ) 労災保険法施行規則第7条第1号ホの事情とは、例えば以下のような事情とする。

- ・ 配偶者が、引き続き特定の医療機関において治療を受けざるを得

ない子を養育すること。

- ・ 配偶者が、引き続き特定の医療機関において治療を受けざるを得ないこと。
- ・ 配偶者が、要介護状態にあり、引き続き当該転任の直前まで日常生活を営んでいた地域において介護を受けざるを得ないこと。
- ・ 配偶者が、学校等に在学し、又は職業訓練を受けていること。

(ロ) 労災保険法施行規則第7条第2号ハの事情とは、例えば以下のような事情とする。

- ・ 子が、引き続き特定の医療機関において治療を受けざるを得ないこと。

(ハ) 労災保険法施行規則第7条第3号ロの事情とは、例えば以下のような事情とする。

- ・ 労働者が同居介護していた要介護状態にある父母又は親族が、当該転任の直前まで日常生活を営んでいた地域の特定の医療機関において引き続き治療を受けざるを得ないこと。

(ニ) 労災保険法施行規則第7条第4号の労働者は、例えば以下のような労働者とする。

- ・ 第1号から第3号までのいずれかの転任後、さらに転任をし、最初の転任の直前の住居から直近の転任の直後の就業の場所に通勤することが困難な労働者。
- ・ 同条第1号から第3号までのいずれかの転任後、配偶者等が転任直前の住居から引っ越した場合において、同条第1号から第3号までにのいずれかのやむを得ない事情が引き続いており、引っ越し後の住居と転任直後の就業の場所との間を日々往復することが困難な労働者。
- ・ 当該転任の直前の住居から当該転任の直後の就業の場所へ通勤することが困難ではないが、職務の性質上、就業の場所に近接した場所に居住することが必要なため、住居を移転し、同条第1号から第3号までに掲げる者と別居することとなった労働者。
- ・ 労働者が配偶者等を一旦帯同して赴任したが、学校に入学する子を養育する等のやむを得ない事情により、配偶者等が再び転任直前の住居に居住することとなり別居するに至った労働者。

船員法第1条第2項第3号の漁船の範囲を定める政令の一部を改正する政令の公布
について

標記政令が、昭和51年1月17日政令第5号として公布され(別添1の新旧対照表及び改正政令附則等参照)、昭和51年3月1日から施行されることとなった。今回の政令改正は、第1次の船員法適用範囲の拡大(船員法の一部を改正する法律(昭和45年法律第58号)及び船員法第1条第1項の船舶に含まれる総トン数30トン未満の漁船の範囲を定める政令の一部を改正する政令(昭和45年政令第346号)による。)並びに第2次の船員法適用範囲の拡大(船員法第1条第2項第3号の漁船の範囲を定める政令の一部を改正する政令(昭和48年9月4日政令第253号)による。)に続く第3次の船員法適用範囲の拡大を図るためのものであり、総トン数5トン以上10トン未満の漁船の一部を新たに船員法適用の対象とすることを主たる内容とするものである。船員法及び船員保険法(以下「船員法等」という。)の適用を受ける船員については、労働基準法(第1条～第11条及びこれらに関する罰則を除く。)労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律等(以下「労働基準法等」という。)の適用がないので、今回の改正により、労働基準法等の適用範囲が変更されることとなる。また、新たに船員法の適用を受けることとなる船員については最低賃金法、労働組合法、労働関係調整法の規定に基づく権限等は運輸大臣が行なうこととなる。したがって、下記に留意の上、その取扱いについて遺憾のないようにされたい。

記

1 船員法等の適用範囲

現在総トン数5トン以上10トン未満の漁船については、一定の漁船(①漁業法第52条第1項の指定漁業のうち、大中型まき網漁業に専ら従事する漁船の附属漁船、②漁業法第66条第2項の中型まき網漁業に専ら従事する総トン数20トン以上の漁船の附属漁船及び③中型まき網漁業に専ら従事する総トン数10トン以上20トン未満の漁船であって船員法第1条第2項第3号の漁船の範囲を定める政令(以下「政令」という。)の別表の海面(以下「別表海面」という。)以外の海面において操業するものの付属漁船)を除いて、労働基準法等の適用を受けているが、今回の政令改正により、そのうち、次に掲げる漁船が新たに船員法等の適用を受けることとなる。

すなわち、推進機関を備える漁船であって、

- イ 漁業法第52条第1項の指定漁業
- ロ 漁業法第66条第2項の小型さけます流し網漁業
- ハ 漁業法第66条第2項の中型まき網漁業
- ニ 漁業法第66条第2項の小型機船底びき網漁業

に専ら従事するもの(①専ら別表海面で営む漁業に従事する漁船、②海岸から5海里以遠の海面(別表の海面を除く。)において営む漁業に従事する期間が年間30未満であると海運局長が認定した漁船及び③専ら中型まき網漁業に従事する10以下トン以上20トン未満の漁船であって別表海面において操業するものの附属漁船を除く。)

また、このほか、推進機関を備えない総トン数30トン未満の漁船のうち、中型まき網漁業に従事する総トン数5トン以上10トン未満の漁船であって船員法等の適用を受けるものの附属漁船が新たに船員法等の適用を受けることとなる。

以上を図示すれば、別図(別添2)のとおりである。

なお、今後船員法の適用拡大を行うに際しては、残り対象漁船を一括して、かつ、年度の初日(4月1日)から実施する旨了解されている(別添3の覚書参照)。

2 船員法等適用漁船のは握の手続

新たに船員法等が適用されることとなる漁船をは握するための手続等については次のとおりとしていること。

(1) 船員法等非適用船台帳の作成手続

まず、漁業協同組合おら都道府県水産事務主管部局長に対し総トン数5トン以上10トン未満の船員法等非適用船(労働基準法等適用船)に関する資料が提出され、この資料を海運局長と都道府県水産事務主管部局長とが共同で審査し、船員法等非適用船(労働基準法等適用船)の台帳を作成した後、この台帳に基づき、海運局長が都道府県労働基準局長、都道府県雇用保険事務主管部局長及び都道府県船員保険事務主管部局長と協議して当該台帳が確定されること(別添4の覚書の1の(1)、(2)及び2の(1)、(3)参照)。

また、上記資料の審査及び台帳の作成については、都道府県労働基準局長及び都道府県雇用保険事務主管部局長は、参与する必要はないものであるが、特に海運局長から要請があった場合等においては、できる限り協力を行うこと。

なお、船員法等非適用船の確認に当たっては、既に海運局長が関係機関に協議の上、非適用船であることが確認されているものについては、上記の協議は行われないうことになっていること。

(2) 海運局長からの協議があった場合の措置

上記(1)の協議のあった場合には、都道府県労働基準局長及び都道府県雇用保険事務主管部局長は、適用事業報告、保険料申告書、雇用保険適用事業所設置届その他の資料の内容と当該台帳の内容との照合等により船員法等新規適用船及び労働基準法等適用船を確認の上、海運局長に対して意見を提出するものとする。なお、(1)の協議が整わない場合は、運輸省、社会保険庁及び労働省の間において協議することとなっている(別添4の覚書の1の(3)及び2の(1)参照)ので、そのような事態が生じたときは速やかに本省あて連絡すること。

(3) 台帳作成後における海運局長からの連絡等

海運局長は、上記(1)の船員法等非適用船台帳及び船員法等新規適用船台帳(海運局長が別途作成した船員法等が適用されていない総トン数5トン以上10トン未満の漁船の一覧表と(1)の船員法等非適用船台帳を照合の上作成したもの)に基づき、

イ 都道府県水産事務主管部局長及び漁業協同組合を經由して船舶所有者に船員法等の適用又は非適用の旨を通知するとともに、

ロ 都道府県労働基準局長及び都道府県雇用保険事務主管部局長に対し船員法等非適用船(労働基準法等適用船)及び船員法等新規適用船の船舶所有者名等を連絡することとなっていること(別添4の覚書の1の②及び2の(1)参照)。

(4) 政令第2号口の「海運局長の認定」

上記(3)により通知をした船員法等非適用船のうち、政令第2号口の「海岸から5海里以遠の海面において営む漁業に従事する期間が年間30日未満である」ものについては、昭和51年3月1日付けで海運局長の認定が行われることとなっていること(別添4の覚書の2の(2)参照)。

なお、この認定が行われた場合には、当該漁船の船舶所有者に対しては「船員法等非適用船認定書」が交付され、海運局長はこの認定書を当該漁船に備え付けるよう指導することとしていること。

(5) 政令の規定の解釈等

以上の手続の実施については、次の点に留意すること。

イ 政令の各号における「専ら」の解釈は、昭和45年12月22日付けの4省庁覚書の2の(1)と同趣旨であり、具体的には次のとおりであること。

すなわち、「専ら・・・漁業に従事する漁船」とは、予期できない事由により臨時に短期間当該漁業に従事しなくなる場合のほかは、当該漁業に従事することを目的とし、かつ、その実態において当該漁業以外の漁業又は他の業務に従事していないものをいうこと。

ロ 政令第2号イの「海岸から5海里以遠の海面において営む漁業に従事する期間が年間30未満である」ことの判断は源則として直前の1年における操業実態を基礎とするが、当該年が海況・漁況において異常年であり、判断の基礎とすることが著しく不適切である場合には、最近の正常年の操業実態を参考とすることとしていること。

ハ 船員法施行規則第22条の一括公認を受けている漁船に乗り組むために雇用されている船員その他船員法等の適用を受けるまき網漁船に乗り組むために雇用されている船員については、総トン数5トン未満の附属漁船に乗り組んでいる場合においても、船員法等を適用することにしている(別添4の覚書の3参照)ので、特に配慮すること。

なお、「附属漁船」(政令第2号イ及びロ並びに第3号)の解釈については、昭和45年12月22日付けの4省庁覚書の2の(1)と同趣旨であり、具体的には、「附属漁船」とは、灯船、探索船、運搬船等通常単独には漁業に従事しない漁船をいい、一カ統に属する漁船のうち総トン数10トン以上のものが1隻以上ある場合には、当該漁船(2隻以上ある場合には総トン数の大きいもの)以外の漁船を附属漁船として取り扱うものとしていること。

(6) 上記手続を行う期限(1)から(3)までの手続は、できる限り速やかに完了するように努めるものとし、昭和51年2月中旬を目途とすることとしていること。

3 改正政令施行後における措置

(1) 新規操業漁船が生じた場合等の措置

改正政令施行後において新たに操業することとなった漁船が生じたときその他操業の実態等に関し異動が生じたと認められるときは、上記、の(1)から(3)までに準じて所要の協議、認定又はその取消し、通知、連絡等が行われること。なお、この場合においては、法規の適用の安定性に十分配慮するものとしていること(別添4の覚書の2の(3)参照)。

(2) 法規の適用について問題が生じた場合の措置

保険給付その他船員保険又は労働保険の運用に当たり、漁船の操業実態等が著しく変化して、当初協議の上確定したとおり取り扱うことが著しく不相当であると認められる場合等法規の適用について問題が生じた場合には、関係地方機関の間において協議し、いずれの法規を適用するかを決定するものとする(別添4の覚書の1の(5)参照)。

4 船員法等新規適用漁船に係る労働保険料の確定精算

(1) 今回政令改正より船員法等が新たに適用されることとなる漁船については、本年3月1日を

もって労働保険の保険関係が消滅するものとして、所定の確定精算手続を行わせること。

この場合、労働保険事務組合に事務処理を委託する事業(漁船)については、その確定精算手続は、当該委託を受けている労働保険事務組合についての昭和51年度の年度更新手続の一環として行わせることとして差し支えないこと。

- (2) なお、船員法等新規適用船であって、本年2月29日現在において既に中小事業主等の特別加入の承認を受けている事業主に係るものについては、本年3月1日以降当該事業(漁船)に使用される労働者は労災保険法等の適用を受けなくなるが、その中小事業主等については後記5の(2)のとおり、特別加入の承認が存続することとなるため、その事業はなお労災保険の保険関係が存続している事業であり、これについても昭和51年度の年度更新の際に確定精算手続を行わせるものとする。

5 経過措置等

(1) 労働基準法関係

改正政令の施行に伴い、労働基準法等の適用を受けなくなる船員法等適用漁船及びその船員に関する労働基準法の適用の経過措置については昭和38年の政令附則第2条(第1項、第9項及び第10項を除く。)が準用されているので(改正政令附則第2項)、昭和38の政令改正の際の取扱いと同じであること(別添1の三参照)。

(2) 労働者災害補償保険の特別加入者についての暫定措置

- ① 船員法の適用拡大に伴い、同法の適用を受けることとなる漁船の中小事業主等及び一人親方等については、労働者災害補償保険法第27条の特別加入者に該当しないことになるが、船員保険法にこれらの者に対する措置が設けられていないため、今回の適用拡大においても過去2回の場合と同様に、政令附則第2項(昭和45年の政令附則第5項準用)に暫定措置を設けて当分の間(船員保険法にこれらの者に対する措置が設けられるまでの間)、なお従前どおり特別加入者として取り扱われることとなった。

なお、第1次及び第2次適用拡大の際に上記の暫定措置の適用を受け、現在特別加入者として取扱っている者についても、引き続き特別加入者として取り扱うこととなる。

- ② この暫定措置の適用を受ける者は、昭和51年2月29日現在において、労働者災害補償保険法第28条第1項の承認を受けている中小事業主等と同法第29条第1項の承認を受けている一人親方等であり従来、当該承認を受けず昭和51年3月1日以降において船員法等の適用を受けることとなった者については、新たに当該承認を行えないものであり、この暫定措置の適用を受けることはできないこと。

- ③ 上記暫定措置の適用を受けて昭和51年3月1日以降特別加入していた事業主や一人親方の事業を、当該事業主や一人親方の子、孫、兄弟等の親族が承継する場合には、これらの親族についても特別加入者として取り扱うこととなること。

また、上記暫定措置の適用を受けて昭和51年3月1日以降特別加入していた事業主や一人親方の事業に、当該事業主や一人親方の子、孫、兄弟等の親族が新たに従事することとなった場合には、これらの親族についても特別加入者として取り扱うこととなること。

なお、これらの事務処理に当たっては、事業主及びその事業に従事する者又は一人親方及びその事業に従事する者に異動があったものとして取り扱うこととし、「特別加入に関する変更届」(告示様式第34号の8)によりその旨を遅滞なく届け出させること。

- ④ 新たに船員法の適用を受ける漁船に係る特別加入者については、船員保険法の適用がないが、船員保険法では、法人が船舶所有者となりこれらの者が船員としてその法人に使用される形となるときは、これらの者であっても船員保険法の適用を受けることとなるため、今後

厚生省社会保険庁船員保険課及び都道府県船員保険事務主管部局において、これらの者について法人化の指導を行い、船員保険法の適用促進に努めることとされているので、その結果船員保険法の適用を受けることとなった特別加入者については、労働者災害補償保険法の特別加入の適用はないこととなること。したがって都道府県の船員保険事務主管部局からの連絡があったときは、中小事業主等にあつては労働者災害補償保険法第28条第2項により、一人親方等にあつては労働者災害補償保険法第29条第3項の規定に準じて、必要な措置をとること。

⑤ 本省への報告

今回の改正に伴い都道府県労働基準局長は、従来労働者災害補償保険に加入していた船員法新規適用漁船数及び当該漁船に係る特別加入者数並びに第1次及び第2次適用拡大の際に暫定措置の適用を受け、引き続いて特別加入者として取り扱うことと友る者の数について別添5の様式により、昭和51年6月末日までに本省労働基準局(補償課)へ報告すること。

(3) 雇用保険法関係

改正政令の施行の際現に改正政令の施行により新たに船員法第1条第1項の船舶に含まれることとなる漁船に乗り組む船長及び海員並びに艀該漁船に乗り組むために雇用されている予備船員であつて雇用保険の被保険者であつたものは、改正政令の施行日以後雇用保険の被保険者でなくなり船員保険法の適用を受けることとなるため、これらの者の雇用保険の被保険者期間と船員保険の被保険者であつた期間との通算等に関し所要の経過措置が定められていること。

なお、この経過措置については、昭和45年の改正の際の取扱いと同様であること。

(4) 労働組合法、労働関係調整法関係

改正政令の施行に伴う労働組合法、労働関係調整法等の規定に基づく権限等の所管の変更についての経過措置は、昭和38年の政令附則第3条が準用されているので(改正政令附則第2項)、昭和38年の政令改正の際の取扱いと同じであること(別添1の三参照)。

6 事務手続等の周知徹底

改正政令の施行までの間において、関係機関と相互に十分連絡の上、法令の趣旨、所要の事務手続等について船舶所有者その他関係者に対し、周知徹底を図ること(別添4の覚書の4参照)。

具体的には、船員法等新規適用漁船が比較的多く在籍する市町村に所在する漁業協同組合において説明会が開催され、また、海運局から周知用パンフレットが配布されることとなっているので、事前に連絡をとって説明会における説明内容及び配布資料についての相談、説明員の派遣等を行うこと。

船員法第三次適用による労働基準法及び船員法の適用範囲 [1/2]

		定置・区画・共同漁業（地先漁業）を行う 30 トン未満の漁船			
推 進 機 関 あ り	定置・区画・共同漁業（地先漁業）以外の漁業	10 トン 以上 20 トン 未満 の 漁 船	A・B・C以外の漁業	別表海面	
				海運局長認定漁船	
			A 指定漁業		
		B 小型さけ・ます流し網漁業			
		C 中型まき網漁業、小 型機船底びき網漁業	別表海面		
			別表海面以外の海面		
		10 トン 未 満 の 漁 船	下記以外の漁業		
				指定漁業	大中型まき網漁業の漁船の附属漁船
				別表海面	
				海運局長認定漁船	
小型さけ・ます流し網漁 業、中型まき網漁業、小 型機船底びき網漁業	中網 型 漁 ま き 業		10トン以上20 トン未満の漁船の 附属漁船	別表海面	
				別表海面以外の海面	
	20トン以上の漁船の附属漁船				
	別表海面				
	海運局長認定漁船				
推 進 機 関 な し	30 トン未満の漁船	大中型まき網漁業の漁船の附属漁船			
		中 型 ま き 網 漁 業	20トン以上の漁船の附属漁船		
			10トン以上20 トン未満の漁船の 附属漁船	別表海面	
			別表海面以外の海面		
		10トン 未満の漁 船の附属 漁船	海運局長認定漁船の附属漁船		
	上記以 外の附 属漁船	別表海面			
		別表海面以外の海面			

船員法第三次適用による労働基準法及び船員法の適用範囲 [2/2]

基発第 3 5 号

員基第 7 号

昭和 5 1 年 1 月 1 2 日

労働省労働基準局長

運輸省船員局長

船員法第 1 条第 2 項第 3 号の漁船の範囲を定める

政令の一部を改正する政令の制定に際しての覚書

標記政令の制定に際し、今後の適用拡大の実施方法等について次のとおり
了解する。

今後、小型漁船に対する船員法の適用拡大を行りに際しては、残り対象漁
船を数段階に分けることなく一括して実施することとし、その時期は年度の
初日（4月1日）から実施するものとする。

庁文発第 5 4 号

5 1 水漁第 2 2 号

員基第 1 3 号

基発第 3 6 号

昭和 5 1 年 1 月 1 2 日

社会保険庁長官

水産庁長官

運輸省船員局長

労働省労働基準局長

船員法第 1 条第 2 項第 3 号の漁船の範囲を定める

政令の一部を改正する政令の制定に際しての覚書

標記政令の制定に際し、船員法、船員保険法、労働基準法その他の関係法令の適用の取扱い等について次のとおり協定する。

1 この政令の施行により新たに船員法の適用を受ける漁船の取扱いについて

(1) 海運局長は、都道府県の水産事務主管部局の長の協力を得て、この政令の公布後速やかに、標記漁船に関し、調査を行うものとする。

(2) 海運局長は、この政令の施行前できる限り早期に、(1)による調査の結果に基づき、都道府県労働基準局長、都道府県の雇用保険事務主管部局の長及び都道府県の船員保険事務主管部局の長と協議して、標記漁船を確認の上、これら関係地方機関及び船舶所有者に通知するものとする。

(3) (2)の協議が整わない場合は、運輸省、労働省及び社会保険庁の間において協議するものとし、標記漁船を確認したときは、それぞれ、関係地方機関へ示達するものとする。

(4) 海運局長は、この政令の施行後、新たに操業することとなった漁船が生じたときその他操業の実態等に関し異動が生じたと認められるときは(2)又は(3)に準じて、所要の協議、確認を行うものとする。

(5) 保険給付その他船員保険又は労働保険の運用にあたり、漁船の操業実態等の変化等により法規の適用について問題が生じた場合には、関係地方機関の間において協議し、いずれの法規を適用するかを決定するものとする。

2 政令第2号ロの「海岸から5海里以遠の海面において営む漁業に従事する期間が年間30日未満である漁船」の「認定」について

(1) 1(1)から(4)に準じて行うものとする。

(2) 海運局長は、1(1)から(3)に準じて確認を受けた標記漁船についてこの政令の施行と同時に政令第2号ロの認定を行うものとする。

(3) この政令の施行後、操業の実態等に関し異動が生じたと認められる場合において、認定及びその取消しを行うにあたっては、法規の適用の安定性を十分配慮すること。

3 一括公認を受けている漁船に乗り組むために雇用されている船員その他船員法の適用を受けるまき網漁船に乗り組むために雇用されている船員については、総トン数5トン未満の附属漁船に乗り組んでいる場合においても船員法を適用するものとする。

4 この政令の公布後施行までの間において、海運局長をはじめ都道府県の船員保険事務主管部局の長、都道府県労働基準局長、都道府県の雇用保険事務主管部局の長及び都道府県の水産事務主管部局の長は、緊密な相互連絡の下に、船員法、船員保険法その他の関係法令の内容、所要手続等について船舶所有者その他の関係者に対し、周知徹底を図るものとする。

- 5 1から4までに規定する取扱いのほか、この政令の施行に伴う地方段階の事務処理等については、海運局長をはじめ、都道府県の船員保険事務主管部局の長、都道府県労働基準局長、都道府県の雇用保険事務主管部局の長及び都道府県の水産事務主管部局の長は、十分な連絡協議を行うものとする。
- 6 今後この政令の改正等を行う場合には、船員法適用漁船から労働基準法適用漁船となる事態が生ずるような別表の海面の追加、適用除外基準の変更等の改正は、行わないものとする。
- 7 この覚書その他必要な事項については、相互に連絡の上、それぞれ、関係地方機関に対し、施行通達等により示達するものとする。

別添5

船員法移行漁船数及び同漁船に係る特別加入者数調べ
労働基準局

1 労災保険加入済であって、昭和51年3月1日に船員法へ移行した事業場数及び漁船数

事業場 隻

2 政令附則第2項により特別加入者の取扱いを受ける者の数

	前記1の漁船に係る特別加入者数		第1次及び第2次の適用拡大の際から引き続き特別加入者の取扱いを受ける者の数	
	中小事業主等 (労災法第27条第1号及び第2号)	一人親方等 (労災法第27条第3号及び第4号)	中小事業主等 (労災法第27条第1号及び第2号)	一人親方等 (労災法第27条第3号及び第4号)
船員法移行漁船に係るもので引き続き労災適用を受けるもの	人	人	人	人

中小企業労働条件改善指導員の委嘱等に関する疑義の取扱いについて

5 1. 2. 1 3 事務連絡

標記のことについて、別添「中小企業労働条件改善指導員の委嘱等にあたり留意すべき事項について」を取りまとめたので、執務の参考に供されたい。

各都道府県労働基準局長 殿

労働省労働基準局長

海外派遣者の特別加入に係る保険給付の請求等の手続について

海外派遣者の特別加入の取扱いについては、昭和52年3月20日付け労働省発勞徴第21号・基発第192号により指示したところであるが、保険給付等の受給者が海外において療養している場合の給付手続等については下記によることにしたので、事務処理に遺憾なきを期されたい。

記

1 保険給付等の請求手続

- (1) 請求書(申請書)の記載事項中事業主の証明を受けなければならないこととされている事項については、派遣元の事業の事業主の証明を受けなければならないこととするが、当該請求書には、「負傷又は発病の年月日」、「災害の原因及び発生状況」及び「休業の期間」についての派遣先の事業の事業主の証明書を必ず添付すること。

なお、「負傷又は発病の年月日」及び「災害の原因及び発生状況」についての上記証明書は、最初の請求書に添付すれば足りること。

なお、上記証明書の様式は任意のものであって差し支えないものであること。

- (2) 療養補償給付たる療養の費用の請求に当たっては、当該療養に要した費用の額を証明することができる診療担当者(医師、その他の診療、薬剤の支給を担当した者をいう。)の明細書及び領収書を請求書に添付させること。
- (3) 請求書(申請書)及びこれに添付すべき書類その他の資料が外国語で記載されている場合には、それらを日本語に翻訳したものを派遣元の事業の事業主から請求書と同時に提出させること。

2 保険給付の支給手続

- (1) 療養補償給付たる療養の費用については、所轄労働基準監督署において請求額に相当する額を支払うこととなるが、当該診療内容等については、事前に局に設けられている医療審査委員会等において医学的審査を行うこと。審査に当たっては、我が国又は外国における医学常識にてらして妥当と認められるかどうかによって判断することとし、必ずしも現行の労災保険における取扱いに準拠する必要はない。

なお、請求内容について疑義が生じた場合には適宜本省へ照会すること。

- (2) 療養補償給付たる療養の費用の額の支給決定に当たっては、当該療養に要した費用の額は、支給決定日における外国為替換算率(売レート)により換算した邦貨額によること。

なお、この場合において、当該外国為替換算率についての金融機関の証明書を支給決定決議書に添付すること。

- (3) 保険給付に関する処分のお知らせは、原則として、派遣元の事業の事業主を経由して、請求人、申

請人, 受給権者又は受給権者であった者に行うものとする。

ただし, 年金給付に関しては, この限りではない。

- (4) 休業補償給付及び療養の費用の支払いについては, 派遣元の事業の事業主が立替払いをしている場合には, 昭和43年3月9日付け基発第114号による受任者払いとすることとして差し支えないものであること。

外国送金については, 支出官事務規定に定めるところによるほか, 昭和38年6月5日付け基発第640号により指示したところによること。

基 発 第 0 9 2 2 0 0 1 号
平 成 1 7 年 9 月 2 2 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公印省略)

未手続事業主に対する費用徴収制度の運用の見直しについて

労働者災害補償保険法(以下「法」という。)第31条第1項第1号の事故について保険給付に要した費用を徴収することができる制度(以下「費用徴収制度」という。)については、昭和62年3月30日付け労働省発勞徴第23号・基発第174号(以下「施行通達」という。)、昭和63年1月22日付け基発第46号、平成3年4月1日付け労働省発勞徴第33号・基発第216号及び平成5年6月22日付け労働省発勞徴第42号・基発第404号により運用しているところであるが、今般、下記のとおり運用の見直しを行うこととしたので、事務処理につき遺憾なきを期されたい。

なお、本通達の施行に伴い、施行通達記の第4、昭和63年1月22日付け基発第46号、平成3年4月1日付け労働省発勞徴第33号・基発第216号及び平成5年6月22日付け労働省発勞徴第42号・基発第404号は廃止する。

記

第1 見直しの趣旨及び概要

労災保険の適用があるにもかかわらず、労働保険の保険料の徴収等に関する法律(以下「徴収法」という。)第4条の2第1項に規定する労災保険に係る保険関係成立届(以下「保険関係成立届」という。)の提出を行わない事業主(以下「未手続事業主」という。)の存在は、労災保険制度の運営上大きな問題であり、また、事業主間の費用負担の公平性の確保という観点からも、早急に解消を図る必要があることから、これまでも積極的な加入勧奨等に努めてきたところであるが、今なおその数は約54万件に上ると推定されている。

一方、費用徴収制度は、未手続事業主の注意を喚起して労災保険の適用の促進を図るために昭和61年の法改正により導入されたものであるが、上記のような状況の下、平成15年12月の総合規制改革会議「規制改革の推進に関する第3次答申」において「法律上、保険給付に要した費用の全部を徴収できるにもかかわらず、そのような運用をしていないことや、故意又は重過失がある場合を限定的に解していることについて、一部使用者のモラルハザードを助長している」旨の指摘を受けたところであり、また、同答申を踏まえ、平成16年3月、「規制改革・民間開放推進3か年計画」において、未手続事業主の一掃に向けた措置として、より積極的な運用を図ることが閣議決定されたところである。

これらの状況を踏まえ、今般、下記に掲げる事項を主な内容とする費用徴収制度の運用の見直しを行うこととしたものである。

① 事業主の故意の認定

保険関係成立届の提出について行政機関からの指導等を受けたことがある事業主であって、その提出を行っていないものについて、現行の取扱いでは「故意又は重大な過失」と認定した上で、費用徴収率(法第31条第1項の規定による徴収金(以下「徴収金」という。)の額を算定するに当たり保険給付の額に乗じる率をいう。以下同じ。)を40%としているが、この取扱いを改め、「故意」と認定した上で、原則、費用徴収率を100%とする。

② 事業主の重大な過失の認定

保険関係成立届の提出について行政機関からの指導等を受けたことがない事業主であって、保険関係成立日以降1年を経過してなおその提出を行っていないものについて、原則、「重大な過失」と認定した上で、費用徴収(法第31条第1項第1号の事故の保険給付に要した費用の徴収をいう。以下同じ。)の対象とする。また、この場合の費用徴収率は40%とする。

なお、施行通達記の第4の2(2)ロ及びハの取扱いに係る多くの事業主は、上記により「重大な過失」と認定されることとなることから、同取扱いは廃止することとした。

③ 費用徴収の対象となる保険給付

現行の取扱いでは、当該事故に関し、保険関係成立届の提出があった日の前日までに支給事由が生じた保険給付(療養開始後3年以内に支給事由が生じたものに限る。)を費用徴収の対象としているが、この取扱いを改め、当該事故に関し、保険関係成立届の提出があった日以後に支給事由が生じた保険給付も費用徴収の対象とする。

第2 未手続事業主に対する費用徴収制度の内容

1 故意又は重大な過失の認定の基準

(1) 故意の認定

法第31条第1項第1号の事業主の故意は、下記のいずれかに該当する場合に認定すること。

① 事業主が、当該事故に係る事業に関し、所轄都道府県労働局(以下「所轄局」という。)、所轄労働基準監督署(以下「所轄署」という。)又は所轄公共職業安定所(以下「所轄所」という。)から、保険関係成立届の提出ほか所定の手続をとるよう指導(未手続事業場を訪問し又は当該事業場の事業主等と呼び出す方法等により職員が直接指導するものに限る。以下「保険手続に関する指導」という。)を受けたにもかかわらず、10日以内に保険関係成立届を提出していなかった場合

② 事業主が、当該事故に係る事業に関し、厚生労働省労働基準局長の委託する労働保険適用促進業務を行う社団法人全国労働保険事務組合連合会の支部である都道府県労働保険事務組合連合会(以下「都道府県労保連」という。)又は同業務を行う都道府県労働保険の会員である労働保険事務組合から、保険関係成立届の提出ほか所定の手続をとるよう勧奨(以下「加入勧奨」という。)を受けたにもかかわらず、10日以内に保険関係成立届を提出していなかった場合

ロ 重大な過失の認定

イ 法第31条第1項第1号の事業主の重大な過失は、事業主が、当該事故に係る事業に関し、上記イの保険手続に関する指導又は加入勧奨を受けていない場合で、かつ、徴収法第3条に規定する保険関係が成立した日(以下「保険関係成立日」という。)から1年を経過してなお保険関係成立届を提出していないときに認定すること。

ロ 上記(イ)の場合であっても、下記のいずれかの事情が認められるときは、事業主の重大な過失として認定しないこと。

(イ) 事業主が、その雇用する労働者について、労働者に該当しないと誤認したために保険関係成立届を提出していなかった場合(当該労働者が取締役の地位にある等労働者性の判断が容易でなく、事業主が誤認したことについてやむを得ない事情が認められる場合に限る。)

(ロ) 事業主が、本来独立した事業として取り扱うべき出張所等について、独立した事業には該当しないと誤認したために、当該事業の保険関係について直近上位の事業等他の事業に包括して手続をとっている場合

2 故意又は重大な過失の認定に係る事務処理

- (1) 所轄局、所轄署及び所轄所においては、保険手続に関する指導を行った場合には、当該事業主の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに指導状況(指導の日付、指導の方法、担当者の職・氏名、相手方の職・氏名、指導の内容等)のほか、可能な範囲で、事業の開始年月日、事業の種類及び使用労働者数、労災保険のみ未手続の場合は当該事業の労働保険番号を記録しておくこと。
- (2) 所轄労働基準監督署長(以下「所轄署長」という。)は、未手続事業で生じた事故について保険給付を行った場合は、所轄都道府県労働局長(以下「所轄局長」という。)に対し、「様式1 労働者災害補償保険法第31条第1項第1号の規定に係る保険給付通知書」(別紙1)によりその旨を通知すること。その際、所轄署において保険手続に関する指導を行っていた場合は、上記イの記録の内容に基づき、「様式2 保険手続に関する指導の実施状況」(別紙2)を記載の上、様式1に添付すること。
- (3) 所轄局長は、所轄署長から様式1及び様式2の提出があった場合には、上記(1)イ①に照らし、当該事業主の故意の有無について判断すること。
- (4) 所轄局長は、所轄署長から様式1のみの提出があり、様式2の提出がなかった場合には、局適用主務課室及び所轄所における当該事業主に対する保険手続に関する指導の状況について確認を行うとともに、都道府県労保連から局適用主務課室に対し定期的に提供されている加入勧奨状況報告書の写し(平成17年4月1日付け基発第0401013号「労働保険適用促進委託業務の実施について」別紙第2の1(2)へを参照)により、当該事業主に対する加入勧奨の状況について確認を行った上で、これらの確認の結果を踏まえ、上記(1)イ①又は②に照らし、当該事業主の故意の有無について判断すること。

この場合、確認を求められた所轄公共職業安定所長は、所轄局長に対し、当該事業主に対する指導の有無及びその内容について「様式3 保険手続に関する指導の実施状況について(回答)」(別紙3)をもって回答を行うこと。

なお、都道府県労保連から、加入勧奨状況報告書の写しが、局適用主務課室に提供されていない場合は、所轄局長は、都道府県労働保険事務組合連合会会長(以下「都道府県労保連会長」という。)に対し、当該事業主に対する加入勧奨の状況について「様式4 労働保険加入勧奨業務の実施状況について(照会)」(別紙4)により照会を行い、その回答により、当該事業主に対する加入勧奨の有無及びその内容について確認を行うこと。

ホ 上記ロからニにより、当該事業主の故意が認められない場合には、所轄局長は、下記の方法等により、当該事業の保険関係成立日から事故発生の日までの期間が1年を超えているか否かについて確認を行い、上記(1)ロに照らし、当該事業主の重大な過失の有無について判断すること。

- ① 被災労働者をはじめとする関係者からの聴取
- ② 労働者名簿、賃金台帳等関係書類の確認

- ③ 労働基準行政情報システムにおける事業場基本情報の確認
- ④ 法人登記簿謄本、商業登記簿謄本等の閲覧
- ⑤ 当該事業主が所属する事業主団体への照会

3 徴収金の徴収の方法

徴収金の債権管理及び徴収事務は、国の債権の管理等に関する法律及び関係法令によるほか、次により行うこと。

なお、徴収金には延滞金を課さないものとして取り扱うこと。

- (1) 費用徴収を行うことを決定した場合には、当該事業主に対し保険給付に要した費用を徴収する旨及び徴収金の額等を「様式5 法第31条の規定に基づく費用徴収の決定通知書」(別紙5)により通知するとともに、納入告知書を送付すること。
- (2) 徴収金については、債権の種類は損害賠償金債権とし、歳入科目は労働保険特別会計労災勘定の(款)雑収入(項)雑収入(目)雑入とすること。

4 徴収金の額等

- (1) 費用徴収は、保険関係成立届の提出期限(保険関係成立日の翌日から起算して10日)の翌日から保険関係成立届の提出があった日の前日(保険関係成立届の提出に先立って政府が当該事業について徴収法第15条第3項の規定による決定をしたときは、その決定のあった日の前日)までの期間中に生じた事故に係る保険給付(療養(補償)給付及び介護(補償)給付を除く。)であって、療養を開始した日(即死の場合は事故発生日)の翌日から起算して3年以内の期間において支給事由が生じたもの(年金給付については、この期間に支給事由が生じ、かつ、この期間に支給すべきもの)について、支給の都度行うこと。

- (2) 徴収金の額は、下記のとおりとすること。

- ① 上記(1)イにより事業主の故意が認定される場合には、上記イの保険給付の額に100分の100を乗じて得た額

ただし、事業主が保険関係成立届の提出を行うことが出来なかったことについて、相当の事情が認められる場合は、本省あて協議を行った上で決定した額

- ② 上記(1)ロにより事業主の重大な過失が認定される場合には、上記イの保険給付の額に100分の40を乗じて得た額

- (3) 法第8条第2項の適用により平均賃金を上回る額が給付基礎日額とされる場合等で、上記ロ①により算出された額が労働基準法の規定による災害補償の価額を超える時には、当該災害補償の価額をもって徴収金の額とすること(別添参照)。

5 徴収の特例

上記(4)ロにかかわらず、算出された額が、1,000円未満の場合には、費用徴収を差し控えること。

6 徴収金の徴収の調整

上記(1)に該当する事由と法第31条第1項第3号に該当する事由とが同時に存する場合には、上記(1)に該当する事由に対応する額をもって徴収金の額とすること。

7 第三者行為災害の場合における本条の規定の適用

法第12条の4第1項に規定する第三者行為災害に関し、費用徴収を行う場合には、すでに支給した保険給付の額から政府が求償し得べき額を差し引いて得た残額に、上記(4)ロの費用徴収率を乗じて得た額を、本条の規定による徴収金として徴収すること。

第3 施行期日等

この取扱いは、平成17年11月1日から施行され、同日以後に発生した事故について適用すること。

基発0723第12号

平成21年7月23日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公 印 省 略)

他人の故意に基づく暴行による負傷の取扱いについて

標記については、従来、個別の事案ごとに業務（通勤）と災害との間に相当因果関係が認められるか否かを判断し、その業務（通勤）起因性の有無を判断してきたところであるが、今般、近時の判例の動向や認定事例の蓄積等を踏まえ、以下のとおり取り扱うこととしたので、了知の上、遺漏なきを期されたい。

記

業務に従事している場合又は通勤途上である場合において被った負傷であって、他人の故意に基づく暴行によるものについては、当該故意が私的怨恨に基づくもの、自招行為によるものその他明らかに業務に起因しないものを除き、業務に起因する又は通勤によるものと推定することとする。

基発0723第14号

平成21年7月23日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

緊急行為の取扱いについて

標記の行為については、事業主の命令によるもののほか、事業主の命令がない場合においても、当該業務に従事している労働者として行うべきものについては、私的行為ではなく、業務として取り扱ってきたところであるが、平成20年9月16日名古屋地方裁判所において別紙の判決があったこと等を踏まえ、下記のとおり取り扱うこととしたので、遺漏なきを期されたい。

記

1 業務に従事している場合に緊急行為を行ったとき

(1) 事業主の命令がある場合

緊急行為は、同僚労働者等の救護、事業場施設の防護等当該業務に従事している労働者として行うべきものか否かにかかわらず、私的行為ではなく、業務として取り扱う。

(2) 事業主の命令がない場合

同僚労働者等の救護、事業場施設の防護等当該業務に従事している労働者として行うべきものについては、私的行為ではなく、業務として取り扱う。

また、次の①～③の3つの要件を全て満たす場合には、同僚労働者等の救護、事業場施設の防護等当該業務に従事している労働者として行うべきものか否かにかか

ならず、私的行為ではなく、業務として取り扱う。

- ① 労働者が緊急行為を行った（行おうとした）際に発生した災害が、労働者が使用されている事業の業務に従事している際に被災する蓋然性が高い災害、例えば運送事業の場合の交通事故等に当たること。
- ② 当該災害に係る救出行為等の緊急行為を行うことが、業界団体等の行う講習の内容等から、職務上要請されていることが明らかであること。
- ③ 緊急行為を行う者が付近に存在していないこと、災害が重篤であり、人の命に関わりかねない一刻を争うものであったこと、被災者から救助を求められたこと等緊急行為が必要とされると認められる状況であったこと。

なお、上記①～③の要件を明確には満たさないものの、業務と同視し得る根拠がある場合には、本省に協議すること。

2 業務に従事していない場合に緊急行為を行ったとき

(1) 事業主の命令がある場合

緊急行為は、同僚労働者等の救護、事業場施設の防護等当該業務に従事している労働者として行うべきものか否かにかかわらず、私的行為ではなく、業務として取り扱う。

(2) 事業主の命令がない場合

業務に従事していない労働者が、使用されている事業の事業場又は作業場等において災害が生じている際に、業務に従事している同僚労働者等とともに、労働契約の本旨に当たる作業を開始した場合には、特段の命令がないときであっても、当該作業は業務に当たると推定することとする。

基 発 1228 第 1 号

平成 21 年 12 月 28 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公 印 省 略)

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令等の施行について

雇用保険法等の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 30 号。以下「改正法」という。）については、既に平成 19 年 4 月 23 日付け厚生労働省発職第 0423001 号をもって厚生労働事務次官から通達されたところであるが、これに伴う雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成 21 年政令第 296 号）が平成 21 年 12 月 24 日に、雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成 21 年厚生労働省令第 168 号）及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律第 12 条第 4 項の厚生労働大臣が指定する事業を指定する件の一部を改正する件（平成 21 年厚生労働省告示第 535 号）が本日公布され、これらは平成 22 年 1 月 1 日から施行されることとなっている。これらの施行に当たっては、下記に留意の上、事務処理に遺漏なきを期されたい。

記

第 1 改正の内容

1 雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令

(1) 暫定任意適用事業の範囲の改正

労働者災害補償保険の暫定任意適用事業の範囲から、船員法（昭和 22 年法律第 100 号）第 1 条に規定する船員を使用して行う船舶所有者（船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）第 3 条に規定する場合にあっては、同条の規定により船舶所有者とされる者。以下同じ。）の事業を除くこととしたこと。（失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（昭和 47 年政令第 47 号）第 17 条関係）

(2) その他

必要な文言の整理等所要の改正を行ったこと。

2 雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令

(1) 労働者災害補償保険法施行規則（昭和 30 年労働省令第 22 号）の一部改正関係

イ 給付基礎日額の特例の改正

1 年を通じて船員法第 1 条に規定する船員として船舶所有者に使用される者の賃金について、基本となるべき固定給のほか、船舶に乗り組むこと等により変動がある賃金が定められる場合には、基本となるべき固定給に係る平均賃金に相当する額と変動がある賃金に係る平均賃金に相当する額とを基準とし、厚生労働省労働基準局長が定める基準に従って算定する額を給付基礎日額とすることとしたこと。（第 9 条第 1 項関係）

ロ 特別加入の対象の追加

労働者を使用しないで行うことを常態とする者として特別加入の対象となる事業の種類として、船員法第 1 条に規定する船員が行う事業を加えることとしたこと。（第 46 条の 17 関係）

ハ 業務災害防止措置に関する書類の作成及び提出の免除

船員法第 1 条に規定する船員が行う事業に従事する者の団体については、特別加入の申請に当たり、業務災害防止措置に関する書類の作成及び提出を免除することとしたこと。（第 46 条の 23 第 2 項及び第 3 項関係）

(2) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和 47 年労働省令第 8 号）の一部改正関係

イ 特別加入保険料率の設定

船員法第 1 条に規定する船員が行う事業の第二種特別加入保険料率を、1,000 分の 50 とすることとしたこと。（別表第 5 関係）

(3) 経過措置等

イ 高年齢労働者を使用する事業に係る保険料免除の経過措置

高年齢労働者に係る適用除外年齢について、船員保険制度が雇用保険制度と異なっていたことを受け、高年齢労働者を使用する事業に係る保険料免除について、改正法附則第 38 条と同様の経過措置を設けることとしたこと。（附則第 7 条関係）

ロ その他

必要な文言の整理等所要の改正を行ったこと。

3 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第 12 条第 4 項の厚生労働大臣が指定する事業を指定する件の一部を改正する件関係

船舶所有者が船員を雇用する事業については、一部、水産業に該当するものもあるが、現在、船員保険の失業部門の適用のある船員を雇用する事業については、短期間に就職と

離職を繰り返す被保険者の割合が高いとは考えられないことから、船員を雇用する事業に係る雇用保険料率については、一般の事業と同様に取り扱うものとしたこと。

第2 施行期日

平成22年1月1日から施行することとしたこと。

基発 1228 第 2 号

平成 21 年 12 月 28 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公 印 省 略)

船員法 (昭和 22 年法律第 100 号) 第 1 条に規定する船員として船舶所有者に使用される者に係る給付基礎日額の算定の特例について

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令 (平成 21 年厚生労働省令第 168 号) による改正後の労働者災害補償保険法施行規則 (昭和 30 年労働省令第 22 号。以下「労災則」という。) 第 9 条第 1 項第 3 号及び第 4 号の規定に基づき下記 1 のとおり、給付基礎日額の算定の特例を設け、平成 22 年 1 月 1 日から適用することとしたので、下記 2 に留意の上、事務処理に遺漏なきを期されたい。

記

1 特例の内容

次のいずれかに該当する場合には、労働基準法 (昭和 22 年法律第 49 号) 第 12 条第 1 項から第 6 項までの規定に定める方式により、平均賃金を算定すべき事由の発生した日以前 1 年間について算定することとした場合における平均賃金に相当する額を給付基礎日額とする。

- ① 1 年を通じて船員法第 1 条に規定する船員として船舶所有者 (船員保険法 (昭和 14 年法律第 73 号) 第 3 条に規定する場合にあっては、同条の規定により船舶所有者とされる者。以下同じ。) に使用される者について、基本となるべき固定給の額が乗船中において乗船本給として増加する等により変動がある賃金が定められる場合 (労災則第 9 条第 1 項第 3 号)
- ② 1 年を通じて船員法第 1 条に規定する船員として船舶所有者に使用される者について、基本となるべき固定給が下船することにより減する賃金を受ける場合及び基本となるべき固定給が乗下船にかかわらず一定であり、乗船することにより変動する諸手当を受ける場合 (労災則第 9 条第 1 項第 4 号)

2 運用上の留意点等

- (1) 上記1の特例は、船員の賃金が乗船中と下船時で大きく変動する実態にあることを踏まえ、定めるものであること。
- (2) 上記1の取扱いは、契約上1年を通じて船員法第1条に規定する船員として船舶所有者に使用される者に限られるため、1年未満の期間を定める契約に基づいて使用される者の給付基礎日額の算定方法は、通常の労働者の場合と同様であること。
- (3) 上記1に該当する者については、平均賃金を算定すべき事由の発生した日以前1年間について算定することとしているが、雇入れ後1年に満たない者については、雇入れ後の期間について算定するものであること。
- (4) 船員法第1条に規定する船員として船舶所有者に使用される者のうち、上記1の①又は②のいずれにも該当しない者の給付基礎日額の算定方法は、通常の労働者の場合と同様であること。

なお、船員法第1条に規定する船員であって漁船に乗り組む者のうち、請負給制（定額給制のものでも相当額の歩合給が併給されているものを含む。）によって使用される者については、「請負給制によって使用される漁業及び林業労働者の平均賃金」（昭和39年4月20日基発第519号）の記の1及び2を準用することとなるので、特に留意されたいこと。

基 発 1 2 2 8 第 4 号
平成 2 1 年 1 2 月 2 8 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

船員保険制度の統合に伴う特別加入に関する取扱いについて

雇用保険法等の一部を改正する法律（平成 1 9 年法律第 3 0 号。以下「改正法」という。）の一部の施行により、船員保険制度について、労働者災害補償保険制度及び雇用保険制度に相当する部分がそれぞれの制度に統合されることに伴い、現在、労働者災害補償保険法（昭和 2 2 年法律第 5 0 号）第 3 条において適用除外とされている船員保険法（昭和 1 4 年法律第 7 3 号）の規定による船員保険の被保険者については、平成 2 2 年 1 月 1 日の改正法の施行後は、労働者災害補償保険（以下「労災保険」という。）が適用されることとなる。

これに伴い、船員保険から労災保険への円滑な制度移行を図るため、統合時における特別加入に係る事務処理を、今般、下記のとおり定めたので、遺漏なきようされたい。

なお、下記に示す取扱いは船員保険との統合に当たって特に留意すべき事項について示したものであり、下記に示す事項以外については従来どおり「労災保険特別加入関係事務の取扱い」（平成 1 4 年 4 月）によることとする。

記

1 本通達の趣旨

本通達は、今回の統合に伴い、新たに労災保険の特別加入の対象となる船員について、特別加入の取扱い、統合時における特例及び周知・広報等について定めたものである。

2 特別加入者の範囲

(1) 中小事業主等

中小事業主等の判断については、昭和40年11月1日付け基発第1454号「労働者災害補償保険法の一部を改正する法律第2条の規定の施行について」の記第1及び第2によることとなるため、平成22年1月1日以降に新たに「船員法（昭和22年法律第100号）第1条に規定する船員を使用して行う船舶所有者（船員保険法（昭和14年法律第73号）第3条に規定する場合にあつては、同条に規定により船舶所有者とされる者）の事業」として適用を受ける事業主等についても、上記通達により判断を行うこと。

(2) 一人親方その他の自営業者とその事業に従事する者

一人親方その他の自営業者とその事業に従事する者（以下「一人親方等」という。）については、船員法第1条に規定する船員が行う事業を労働者を使用しないで行うことを常態とする者を対象とすること。

3 中小事業主等の特別加入手続の特例

(1) 申請書の受理

中小事業主等の特別加入は、本来既に成立した労働者に係る保険関係が存在していることを前提としているものであるが、平成21年中に特別加入申請書が提出された場合には、保険関係が成立していない場合であってもこれを受理すること。

(2) 承認等の手続

平成21年中に受理した特別加入申請書（「加入を希望する日」が平成22年1月1日とされているものに限る。）であつて、平成22年1月1日に労働者に係る保険関係が成立したものについては、同日を特別加入に係る都道府県労働局長の承認の日として取り扱うこと。

4 一人親方等の特別加入手続の特例

(1) 申請書の受理

平成21年中に一人親方等に係る特別加入申請書が、提出された場合には、これを受理し、平成22年1月1日以降に承認を行うこと。

(2) 承認等の手続

船員法第1条に規定する船員が行う事業に従事する一人親方等が特

別加入をするためには、当該事業に関する特別加入団体の設置が必要となる。

また、特別加入の申請に際しては、特別加入団体と各特別加入希望者についての審査が必要となる。

特別加入団体の承認については、以下に定める外は昭和40年11月1日付け基発第1454号通達に定めるとおりとする。

ア 加入申請者たる団体は、一人親方等を構成員とする単一団体であることが必要であるが、制度移行時に限り、構成員の人数に関しては申請時は1名であっても、複数名の加入を排除していないと認められる場合、特別加入団体として承認を行って差し支えないこと。

イ 「業務災害の防止に関する措置及び事項の内容を記載した書類」については、船員法第1条に規定する船員が行う事業に関しては当該書類の作成及び提出の義務を免除すること。

ウ 特別加入団体の地区に関しては、新規の事業としての特別加入団体を設立しなければならない等の事情から、制度移行時に限り、当該団体の地区がその主たる事務所の所在地を中心として労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則(昭和47年労働省令第8号。以下「徴収則」という。)第6条第2項第4号に定める区域を超えるものであっても承認を行って差し支えないが、原則、当該事務所の所在地のブロックを超えない範囲であることとする。

具体的なブロックの範囲については、別途示すこととしている。

5 特別加入者の保険料

平成21年度の特別加入者の保険料における概算保険料の算定基礎額は、平成22年1月1日以降の加入日から平成22年3月31日までの加入月数に応じ、徴収則別表第4特別加入保険料算定基礎額表に基づき算定すること。

6 周知・広報等について

改正法施行後の船員保険(以下「新船員保険」という。)においては、労災保険から受ける給付が改正法施行前の船員保険から受ける給付に満たない場合の差額相当分の上乗せ支給を行うこととしているが、当該上乗せ支給を受けるためには、労災保険からの給付を受けていることが必要とされているところである。

そのため、新船員保険からの上乗せ支給を受けるためには、特別加入する必要がある。

この点を踏まえ、本来、特別加入の加入は任意であるものの、できる限り特別加入者として労災保険を適用していく必要があることから、都道府県労働局においては、新たに労災保険の特別加入の対象となる船員、労働保険事務組合等の関係団体等に対し、特別加入の制度の概要や加入手続について漏れのない周知を行うとともに、加入が強く推奨されることを説明し、特別加入の申請を強く勧奨すること。

基発1228第5号

平成21年12月28日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公 印 省 略)

労災保険指定医療機関に係る事務取扱いの一部改正について

労災保険指定医療機関の事務取扱いについては、平成7年7月25日付け基発第476号（最終改正平成15年3月28日付け基発第0328005号）の別添1「労災保険指定医療機関療養担当規程」（以下「担当規程」という。）及び別添2「指定医療機関の指定及び指定取消事務取扱準則」（以下「労災指定準則」という。）に基づいて執り行っているところであるが、今般、労働者災害補償保険（以下「労災保険」という。）と船員保険の職務上疾病・年金部門が統合されるに当たって、下記のとおり改正することとしたので、事務処理に遺漏なきを期されたい。

記

1 改正の理由について

船員が業務災害を被った場合には、船舶内に設置された診療所（以下「船内診療所」という。）において労災保険の療養の給付を受ける必要が生じる場合があることから、船内診療所を労災保険指定医療機関として指定できることとするなど所要の整備を行うものである。

2 担当規程の改正について

担当規程の一部を次のように改正する。

- (1) 第1の第1項中「労働福祉事業」を「社会復帰促進等事業」に改める。
- (2) 第2に次の1項を加える。
 - ② 前項の規定にかかわらず、船舶内に設置された診療所（以下「船内診療所」という。）において担当する療養の給付の範囲は、前項の1から3までとする。
- (3) 第5の第2項中「傷病労働者の所属する事業場」の次に「（傷病労働者が船員法第1条に規定する船員の場合にあっては当該船員が所属する船員を使用して行う事業。以下同じ。）」を、「に対し、当該医療機関」の次に「（船内診療所にあつては当該船舶に係る事業。）」を、「都道府県労働局」の次に「（以下「管轄労働局」という。）」を加え、「財団法人労災保険情報センター（以下「R I Cという。」）」を「労災診療被災労働者援護事業補助事業者（以下「補助事業者」という。）」に、「当該医療機関の所在地のR I C地方事務所」を「補助事業者」に改め、第5に次の1項を加える。
 - ③ 前2項の規定にかかわらず、船内診療所において行われた療養の給付に係る療養給付請求書については、本邦に寄港後、遅滞なく、傷病労働者から船内診療所あて提出させた後、管轄労働局長を経由し、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。
- (4) 第6中「指定医療機関は」の次に「、傷病労働者等から」を加える。
- (5) 第8の第2項中「診療担当医は」を「前項の診療録には」に改める。
- (6) 第16の第1項中「当該指定医療機関の所在地を管轄する労働局長（以下「管轄労働局長」という。）」を「管轄労働局長」に、「当該医療機関の所在地のR I C地方事務所」を「補助事業者」に改め、第16の第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。
 - ② 前項本文の規定にかかわらず、船内診療所にあつては、行った診療について、本邦に寄港後、遅滞なく、労働者災害補償保険診療費請求書を管轄労働局長に提出することとする。
- (7) 第18の第1項中「健康管理手帳を交付した都道府県労働局長」を「管轄労働局長」に改める。
- (8) 第19中「存続ができなくなったときは、」の次に「指定医療機関の指定及び指定取消事務準則の別紙」を加える。

3 労災指定準則の改正について

労災指定準則の一部を次のように改正する。

- (1) 第1条第1項中「、当該医療機関の所在地を管轄する都道府県労働局長（以下「管轄労働局長」という。）がこれを」を削り、同条に次の1項を加える。
 - ② 前項の指定は、当該医療機関（船舶内に設置された診療所（以下「船内診療所」という。）にあっては当該船舶に係る事業）の所在地を管轄する都道府県労働局長（以下「管轄労働局長」という。）がこれを行う。
- (2) 第2条中第3号及び第4号を1号ずつ繰り下げ、同条第2号の次に次の1号を加える。

3 労災保険指定病院等登録（変更）報告書
- (3) 第8条第1号中「例えば、外科、整形外科、内科、眼科、耳鼻咽喉科又は歯科等。」を削り、同条第2号中「（例えば外科又は整形外科を標榜する医療機関にあっては手術室、処置室、レントゲン装置及び理学療法設備等）」を削り、同条第7号中「認められるものであること。」の次に「ただし、船内診療所についてはこの限りでない。」を加える。
- (4) 第9条中「住居分布状況」の次に「、船舶又は船舶内での業務等の特殊性」を加える。

4 施行日

平成22年1月1日

労災保険指定医療機関療養担当規程

(平成 7 年 7 月 25 日付け基発第 476 号)

改正 平成 15 年 3 月 28 日付け基発第 0328005 号

改正 平成 21 年 12 月 28 日付け基発 1228 第 5 号

第 1 章 診療の担当

- 第 1 任務
- 第 2 療養の給付の担当の範囲
- 第 3 アフターケアの担当の範囲
- 第 4 療養の給付及びアフターケアの担当方針
- 第 5 受給資格の確認等
- 第 6 証明の記載
- 第 7 助力
- 第 8 診療録の記載及び整理
- 第 9 帳簿等の保存
- 第 10 通知

第 2 章 診療の方針

- 第 11 診療の一般の方針
- 第 12 転医及び対診
- 第 13 転医の取扱い
- 第 14 施術の同意

第 3 章 療養の給付に関する診療費の請求

- 第 15 診療費の算定方法等
- 第 16 診療費の請求手続

第 4 章 アフターケアに関する診療費の請求

- 第 17 診療費の算定方法等
- 第 18 診療費の請求手続

第 5 章 指定医療機関の取扱い

- 第 19 指定期間等
- 第 20 表示
- 第 21 指定の取消
- 第 22 変更事項の届出

第 1 章 診療の担当

(任務)

第 1 労働者災害補償保険法施行規則（以下「則」という。）第 11 条の規定に基づき都道府県

労働局長の指定を受けた病院又は診療所（以下「指定医療機関」という。）は、則第11条第1項の規定により、政府が行うべき療養の給付を政府に代わって行うとともに、労働者災害補償保険法（以下「法」という。）第29条第1項第1号に基づく社会復帰促進等事業としてのアフターケア（以下「アフターケア」という。）を行うものとする。

- ② 指定医療機関は、法の規定によるほか、この規程の定めるところにより、療養の給付を受けることができる者（以下「傷病労働者」という。）の負傷又は疾病についての療養の給付及びアフターケアを担当する。
- ③ 指定医療機関は、当該指定医療機関において療養の給付及びアフターケアに従事する医師若しくは歯科医師（以下「診療担当医」という。）又は調剤に従事する薬剤師をして前2項の規定を遵守させるものとする。

（療養の給付の担当の範囲）

第2 指定医療機関が担当する療養の給付（政府が必要と認めるものに限る。）の範囲は、次のとおりとする。

- 1 診察
- 2 薬剤又は治療材料の支給
- 3 処置、手術その他の治療
- 4 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- 5 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

- ② 前項の規定にかかわらず、船舶内に設置された診療所（以下「船内診療所」という。）において担当する療養の給付の範囲は、前項の1から3までとする。

（アフターケアの担当の範囲）

第3 指定医療機関が担当するアフターケアの範囲は、次のとおりとする。

- 1 診察
- 2 保健指導
- 3 保健のための処置
- 4 検査
- 5 保健のための薬剤の支給

（療養の給付及びアフターケアの担当方針）

第4 指定医療機関及び診療担当医は、次に掲げる方針により療養の給付及びアフターケアを行うものとする。

- 1 診療は、一般に医師又は歯科医師として療養及びアフターケアの必要があると認められる負傷又は疾病に対して行い、的確な診断をもととし、傷病労働者及びアフターケアの対象者（以下「傷病労働者等」という。）の労働能力の保全又は回復上最も妥当適切に行うこと。
- 2 診療に当たっては、懇切丁寧を旨とし、療養及びアフターケア上必要な事項は理解し易いように指導すること。
- 3 診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、傷病労働者等の心身の状態を観察し、心理的な効果をも挙げることができるよう適切な指導をすること。

（受給資格の確認等）

第5 指定医療機関は、傷病労働者等から療養の給付又はアフターケアを受けることを求めら

れたときは、その者の提出する「療養補償給付たる療養の給付請求書」又は「療養給付たる療養の給付請求書」（以下「療養給付請求書」という。）によって療養の給付を受ける資格があるか、若しくは、健康管理手帳によってアフターケアを受ける資格があることを確認した後診察すること。

ただし、緊急やむを得ない事由によって療養給付請求書又は健康管理手帳を提出することができない者であって、療養の給付又はアフターケアを受ける資格があることが明らかでない者については、この限りでない。この場合においては、その事由がやんだのち、遅滞なく、療養給付請求書又は健康管理手帳を提出させること。

- ② 傷病労働者から提出された前項の療養給付請求書は、当該療養給付請求書に当該医療機関の名称を記入の上、遅滞なく、傷病労働者の所属する事業場（傷病労働者が船員法第1条に規定する船員の場合にあつては当該船員が所属する船員を使用して行う事業。以下同じ。）の所在地を管轄する労働基準監督署長（以下「所轄労働基準監督署長」という。）に対し、当該医療機関（船内診療所にあつては当該船舶に係る事業。）の所在地を管轄する都道府県労働局（以下「管轄労働局」という。）を経由し、提出しなければならない。

ただし、労災診療被災労働者援護事業補助事業者（以下「補助事業者」という。）と契約している指定医療機関（以下「契約医療機関」という。）においては、補助事業者を経由し、所轄労働基準監督署長に提出することとする。

- ③ 前2項の規定にかかわらず、船内診療所において行われた療養の給付に係る療養給付請求書については、本邦に寄港後、遅滞なく、傷病労働者から船内診療所あて提出させた後、管轄労働局長を経由し、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

（証明の記載）

第6 指定医療機関は、傷病労働者等から「療養補償給付たる療養の費用請求書」、「療養給付たる療養の費用請求書」に証明の記載を求められたときは、無償でこれを行うこと。

（助力）

第7 指定医療機関は、傷病労働者の病状が、看護又は移送の給付が行われる必要があると認められた場合、速やかに当該傷病労働者又はその関係者にその手続を取らせるよう必要な助力をすること。

（診療録の記載及び整理）

第8 指定医療機関は、傷病労働者等に関する診療録を調製し、療養の給付又はアフターケアに関し、必要な事項を記載しこれを他の診療録と区別して整備すること。

- ② 前項の診療録には、前項の事項のほか、次の事項を記載しなければならない。

- 1 診療に関して証明又は診断書の交付を行ったときは、当該証明又は診断書等の概要と交付年月日
- 2 初診時に既往の身体障害が認められたときはその概要

（帳簿等の保存）

第9 指定医療機関は、療養の給付又はアフターケアに関する帳簿及び書類その他の記録をその完結の日から3年間保存すること。ただし、診療録については、その完結の日から5年間とする。

（通知）

第10 指定医療機関は、傷病労働者等が次の各号の一に該当する場合には、遅滞なく、意見を

付して、その旨を所轄労働基準監督署長に通知すること。

- 1 傷病労働者の所属する事業場の保険関係について、疑わしい事情が認められるとき
 - 2 負傷又は疾病の原因又は発生状況について、傷病労働者又はその関係者より聴取した事項と療養給付請求書に記載されている事実との間に、重大な相違が認められるとき
 - 3 負傷又は疾病が業務上又は通勤によるものと認めることに疑いのあるとき
 - 4 負傷又は疾病の原因が事業主又は労働者の故意又は重大な過失によるものと認められるとき
- ② 指定医療機関は、傷病労働者等又はその関係者が次の各号の一に該当する場合には、その診療又は証明を拒否するとともに、速やかにその旨を所轄労働基準監督署長又は健康管理手帳を交付した都道府県労働局長に通知すること。
- 1 療養の給付若しくはアフターケアを請求した者又はその関係者が詐欺その他不正な行為により、診療を受け若しくは受けようとし又は診療を受けさせ若しくは受けさせようとしたとき
 - 2 療養の給付又はアフターケアを請求した者が、正当な事由がないにもかかわらず、診療担当医の診療に関する指示に従わないとき
 - 3 不正又は不当な証明を強要したとき

第2章 診療の方針

(診療の一般方針)

第11 診療担当医の診療は、第4及び第12から第14までの規定によるほか、次に掲げるところによるものとする。

- 1 診察、薬剤又は治療材料の支給、処置、手術、理学療法、その他の治療は、一般に療養上必要があると認められる場合に、必要の程度において行うこと。
- 2 医学上一般に医療効果の不明又は認められない特殊な療法又は新しい療法は、これを行わないこと。
- 3 健康保険法の規定に基づき厚生労働大臣の定めるもの以外の医薬品は、原則として施用し又は処方しないこと。ただし、傷病労働者の病状によりその必要が認められ、かつ、この効果が明らかに期待できると認められる場合には、この限りでないこと。
- 4 収容の指示は、療養上必要があると認められた場合のみ行い、収容を必要とした療養上の理由がなくなったときは、直ちに退院の指示を行うこと。
- 5 アフターケアは、アフターケア実施要綱に定める範囲内で行うこと。

(転医及び対診)

第12 診療担当医は、傷病労働者等の負傷又は疾病が自己の専門外にわたるものであるとき又はその診療について疑義があるときは、他の指定医療機関に転医させ、又は他の診療担当医の対診を求める等診療について適切な措置を講ずること。

(転医の取扱い)

第13 診療担当医は、傷病労働者が他の医療機関に転医を希望する場合には、当該傷病労働者の診療について、次に掲げる事項を記載した文書を当該傷病労働者又はその関係者に交付し、転医後の医師又は歯科医師に提出するよう指示すること。

- 1 傷病労働者の氏名、年齢及び性別
 - 2 傷病の部位及び傷病名
 - 3 初診時における負傷又は疾病の状態（初診時において既往の身体障害が認められたものについては、その概要も記載すること。）及び傷病の経過の概要（手術又は検査の主要所見と病状の概要）
- ② 診療担当医は、他の医療機関から転医してきた傷病労働者等について、その病状から必要がある場合には、転医前の医療機関に対して当該傷病労働者にかかわる転医前の診療の経過に関する文書を求めるものとする。

（施術の同意）

第 14 診療担当医は、傷病労働者の負傷又は疾病が自己の診療行為を必要とする症状であるにかかわらず、みだりに施術業者の施術を受けることに同意を与えてはならない。

第 3 章 療養の給付に関する診療費の請求

（診療費の算定方法等）

第 15 指定医療機関が、療養の給付に関し政府に請求することを得る診療費の額は、別に定めるところにより算定するものとする。

- ② 政府は、指定医療機関から療養の給付に関する費用の請求書が提出されたときは、別に定めるところにより審査を行いこれを支払うものとする。

（診療費の請求手続）

第 16 指定医療機関は、第 15 の規定により算定した毎月分の診療費用の額を労働者災害補償保険診療費請求書に診療費請求内訳書を添付して、管轄労働局長に提出すること。

なお、契約医療機関においては、補助事業者を経由し、管轄労働局長に提出すること。

ただし、指定医療機関が行った次に掲げる各号の一に該当する診療については、それに要した費用の全部又は一部を支払わない。

- 1 労働者の業務外の負傷又は疾病についての診療
 - 2 労災保険法第 12 条の 2 の 2 の規定により療養の給付の制限を行う旨所轄労働基準監督署長から通知があった後における診療
 - 3 政府が必要と認めるものを超えた診療
- ② 前項本文の規定にかかわらず、船内診療所にあつては、行った診療について、本邦に寄港後、遅滞なく、労働者災害補償保険診療費請求書を管轄労働局長に提出することとする。
- ③ 第 1 項の労働者災害補償保険診療費請求書及び診療費請求内訳書は、厚生労働省労働基準局長が定めた様式によるものとする。

第 4 章 アフターケアに関する診療費の請求

（診療費の算定方法）

第 17 指定医療機関が、アフターケアに関し政府に請求することを得る診療費の額は、別に定めるところにより算定するものとする。

- ② 政府は、指定医療機関からアフターケアに関する費用の請求書が提出されたときは、別

に定めるところにより審査を行いこれを支払うものとする。

(診療費の請求手続)

第 18 指定医療機関は、本規程に基づいて行ったアフターケアに要した費用を請求しようとするときは、第 17 の規定により算定した毎月分の診療費用の額を労働者災害補償保険アフターケア委託費請求書にアフターケア診療費請求内訳書を添付して管轄労働局長に提出すること。

ただし、指定医療機関が行った次に掲げる各号の一に該当する診療については、それに要した費用の全部又は一部を支払わない。

- 1 健康管理手帳に記載された疾病以外の負傷又は疾病についての診療
 - 2 健康管理手帳に記載された疾病に係る政府が必要と認める診療を超えた診療
- ② 前項の労働者災害補償保険アフターケア委託費請求書及びアフターケア請求書は、厚生労働省労働基準局長が定めた様式によるものとする。

第 5 章 指定医療機関の取扱い

(指定期間等)

第 19 則第 11 条の規定による指定医療機関の指定は、指定日から起算して 3 年を経過したときはその効力を失うものとする。ただし、指定の効力を失う日前 6 月より同日前 3 月までの間に指定医療機関から別段の申し出がないときはその指定はその都度更新されるものとする。

また、医業の廃止、休止又は指定の辞退により指定医療機関としての資格の存続ができなくなったときは、指定医療機関の指定及び指定取消事務準則の別紙様式第 7 号「労災保険指定医療機関休止・辞退届」により、指定を受けた都道府県労働局長に届け出るものとする。

(表示)

第 20 指定医療機関は、則様式第 1 号又は第 2 号による標札を見やすい場所に掲げること。

(指定の取消)

第 21 指定医療機関が、次の各号の一に該当する場合には、都道府県労働局長は、その指定を取り消すことができる。

- 1 診療費用の請求に関し、不正行為があったとき
 - 2 関係法令及び本規程に違反したとき
- ② 前項により指定の取消しを受けた医療機関の開設者が当該決定に不服のあるときは、決定の通知を受けた日から 60 日以内に指定取消しを行った都道府県労働局長に再調査を申し出ることができる。

(変更事項の届出)

第 22 指定医療機関の開設者は、次の各号の一に掲げる事由が生じたときは、速やかにその旨及びその年月日を指定を行った都道府県労働局長に届け出なければならない。

- 1 指定医療機関の開設者又は管理者に異動があったとき
- 2 名称又は所在地に変更があったとき
- 3 診療科目又は病床数に変更があったとき

- 4 健康保険診療報酬の算定に関する届出事項等に変更があったとき
- 5 指定申請の際に提出した医療機関施設等概要書に記載した重要事項その他都道府県労働局長が必要と認めた事項に変更があったとき

指定医療機関の指定及び指定取消事務取扱準則

(平成7年7月25日付け基発第 476号)

改正 平成15年3月28日付け基発第0328005号

改正 平成21年12月28日付け基発1228第5号

- 第1条 指定手続
- 第2条 指定手続
- 第3条 指定手続
- 第4条 指定取消手続
- 第5条 指定取消手続
- 第6条 指定又は指定取消に関する公告
- 第7条 関係書類の整備保存
- 第8条 指定選考基準
- 第9条 選考基準の特例

別紙様式第1号「労災保険指定医療機関指定申請書」

様式第2号「病院(診療所)施設等概要書」

様式第3号「指定医療機関台帳」

様式第4号「労災保険指定医療機関指定通知書」

様式第5号「労災保険指定医療機関非指定通知書」

様式第6号「労災保険指定医療機関指定取消通知書」

様式第7号「労災保険指定医療機関休止・辞退届」

(指定手続)

第1条 労働者災害補償保険法施行規則(以下「則」という。)第11条の規定に基づく医療機関の指定は、医療機関の開設者から申請があったもののうち指定することが適当と認めた病院又は診療所について行う。

- ② 前項の指定は、当該医療機関(船舶内に設置された診療所(以下「船内診療所」という。)にあっては当該船舶に係る事業)の所在地を管轄する都道府県労働局長(以下「管轄労働局長」という。)がこれを行う。

第2条 前条の規定により指定を受けることを希望する医療機関の開設者は、様式第1号「労災保険指定医療機関指定申請書」に、次の各号に掲げる書類を添付し、管轄労働局長に提出するものとする。

- 1 病院にあっては開設許可証、診療所にあっては開設許可証若しくは届書、国の開設する病院若しくは診療所にあっては承認書若しくは通知書のそれぞれの写又はそれぞれの番号及び年月日を記載した文書
- 2 様式第2号「病院(診療所)施設等概要書」
- 3 労災保険指定病院等登録(変更)報告書

4 知事届出事項に係る届出書（届出番号が記載されているもの）の写

5 その他労災診療費の算定に際して必要な事項

第3条 前条の申請書を受理した管轄労働局長は、第8条及び第9条に定める指定選考基準により、指定の適否を調査決定するとともに、速やかにその結果を様式第4号「労災保険指定医療機関指定通知書」又は様式第5号「労災保険指定医療機関非指定通知書」により申請者に通知するものとする。

（指定取消手続）

第4条 管轄労働局長は、労災保険指定医療機関療養担当規程（以下「担当規程」という。）第21の規定により指定医療機関の指定を取り消そうとするとき、又は様式第7号「労災保険指定医療機関休止・辞退届」を受理したときは、様式第6号「労災保険指定医療機関指定取消通知書」により、当該医療機関の開設者に通知を行うものとする。

第5条 指定医療機関の休止又は、辞退を希望する指定医療機関の開設者は、様式第7号「労災保険指定医療機関休止・辞退届」を管轄労働局長に提出するものとする。

（指定又は指定取消に関する公告）

第6条 管轄労働局長は、指定医療機関を指定したとき、指定医療機関の指定を取消したとき又は休止若しくは辞退によって指定医療機関でなくなったときは、速やかに則第11条第2項に規定する事項のほか、次の事項を公告するものとする。

1 指定をした場合においては、その旨及び指定年月日並びに指定期間

2 指定の取消し又は休止若しくは辞退によって指定医療機関でなくなった場合においては、その旨及び取消年月日

（関係書類の整備保存）

第7条 指定医療機関の指定に当たって提出された関係書類等は、様式第3号「指定医療機関台帳」に添付するとともに、常時整備するものとする。

② 担当規程第22の規定により指定医療機関の開設者から提出された変更事項の届書、実地調査書その他の関係書類は、前項の台帳に順次添付し、保存するものとする。

③ 医療機関の指定又は指定取消に関する帳簿及び書類は、完結の日から2年間保存するものとする。

（指定選考基準）

第8条 指定医療機関の指定に当たっては、次の各号に掲げる要件について選考するものとする。

（一般的要件）

1 労災保険診療に関係の深い診療科（以下「関係診療科」という。）の一又は二以上を標榜しているものであること。

（物的要件）

2 関係診療科に相応した医療施設及び医療器具等を具備しているものであること。

3 原則として患者の収容施設を具備しているものであること。

4 何時でも急患に応じる態勢にあるものであること。

（人的要件）

5 関係診療科について、臨床経験5年以上の責任医師が存するものであること。

6 労災保険に関する一応の知識を有し、その診療について積極的な協力が期待できるもの

であること。

(過去の実績)

7 過去の受診患者数等からみて相当の利用が認められるものであること。ただし、船内診療所についてはこの限りでない。

8 当該医療機関又は当該医療機関に従事する医師等に医事に関し過去 5 年間に於いて不正又は不祥事件等を起こした事例がないものであること。

(診療録等の整備状況に関する要件)

9 診療録、レントゲンフィルム、入院日誌その他診療に関する帳簿書類の記録及び保管等が適切に行われているものであること。

(指定選考基準の特例)

第 9 条 都道府県労働局長は、管内の事業場又は労働者の住居分布状況、船舶又は船舶内での業務等の特殊性、交通事情、市街地、郡部辺地等を背景とするその他の特殊事情等により、特に指定する必要があると認めるときは、当該医療機関が前条の各号に掲げる要件の一部に該当しない場合であっても指定を行うことができるものとする。

基勞補発1228第1号
平成21年12月28日

都道府県労働局総務部長 殿
都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部補償課長
(公 印 省 略)

船員保険制度の統合に伴う特別加入に関する取扱いの詳細について

雇用保険法等の一部を改正する法律（平成19年法律第30号。以下「改正法」という。）の一部の施行による船員保険との統合時における特別加入手続の取扱いについては、平成21年12月28日付け基発1228第4号（以下、「局長通達」という。）をもって示されたところであるが、その運用に当たっては下記の事項に留意されたい。

記

1 中小事業主等

(1) 労働者数の判断に係る留意点

中小事業主等とは、その使用する労働者の総数が常時300人（金融業、保険業、不動産業又は小売業にあつては50人、卸売業又はサービス業にあつては100人）以下の労働者を使用する事業主であるが、船員法（昭和22年法律第100号）第1条に規定する船員を使用して行う船舶所有者（船員保険法（昭和14年法律第73号）第3条に規定する場合にあつては、同条の規定により船舶所有者とされる者）の事業（以下「船舶所有者の事業」という。）のほかに労働者を使用する事業を営む事業主にあつては、各事業で使用する労働者数を合計し、事業全体と

しての労働者数によって中小事業主等に当たるか否かの判断を行うこと。

例えば、漁業の場合、個々の事業の使用労働者数が常時300人以下であっても、事業全体の労働者数が常時300人を超えるときは、中小事業主等に当たらない。

(2) 事業の業種を判断する上での留意点

金融業、保険業、不動産業、卸売業、小売業又はサービス業等の業種の区分については日本標準産業分類によること。また、2以上の異種事業を行う事業主にあつては、それぞれの事業に使用する労働者数により、いずれの業種に該当するかの判断を行うこと。

(3) 複数の事業を営む特別加入者の承認に当たつての留意点

中小事業主等の特別加入については、当該事業に係る保険関係を基礎として認められているものであるため、複数の事業を行う事業主が、いずれの事業においても特別加入することを希望する場合、それぞれの保険関係ごとに特別加入の手続が必要となること。

例えば、船員法の適用を受ける船舶及び受けない船舶の両方により事業を行い、いずれの事業においても特別加入を希望する場合には、両方の事業についてそれぞれ特別加入の手続を行う必要がある。

(4) 書類の受理等

平成21年中に特別加入申請書が窓口に提出された場合の取扱いは以下のとおりとすること。

- ア 特別加入申請書の労働保険番号については空欄であっても受理し、平成22年1月1日以降に当該事業場の保険関係が成立した時点で、労働保険番号を記入し承認の手続を行うこと。
- イ 提出された書類に労働保険番号が空欄である以外の不備があつた場合は、受付印の押印を行い、不備となっている箇所について説明を行った上で、書類を全部返却し、再度提出するよう指導すること。書類返却の際には書類のコピーを取得して不備返戻簿に記載し、補正に要する時間を勘案の上文書により督促を行い、その事跡を残しておくこと。
- ウ 上記の返戻手続を行った申請書について、不備箇所が修正された書類が提出された場合、最初に受付印を押印した日をもって申請があつたものとして取り扱うこと。

2 一人親方等

(1) 特別加入団体の事業に係る留意点

「船員法第1条に規定する船員が行う事業」には、事業の実態として漁業、貨物運輸業、旅客船事業等の様々な事業が含まれることとなるが、実態の業種ごとに区分することなく、構成員が現在の船員保険法の被保険者である事業は、すべて当該事業として取り扱うこと。

このため、特別加入の申請がなされた団体の構成員が異なる職種の者であっても、構成員が船員法第1条に規定する船員である場合、「船員法第1条に規定する船員が行う事業」に従事する団体に該当する。

(2) 特別加入団体の承認に係る留意点

特別加入団体の承認に関する要件については、以下のとおりとする。

- ア 局長通達において、制度移行時の特例として、加入申請時には構成員が1名であったとしても、複数名の加入を排除していないと認められる場合には特別加入団体として承認して差し支えないとされたところであるが、複数名の加入を排除していないと認められる場合とは次の2つの要件をすべて満たす場合をいう。
- ① 定款又は規約等の内容が当該団体に複数の者の加入が予定されているものであると認められること。
 - ② 代表者が今後構成員が複数名となるよう努める旨の誓約をしていること。
- イ 船員に関しては、船員労働安全衛生規則（昭和39年運輸省令第53号）により、危害の防止及び船内衛生の保持に関し、船舶所有者のとるべき措置及びその基準並びに船員の遵守すべき事項が規定されているため、労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年労働省令第22号）第46条の23第3項の改正を行い、「業務災害の防止に関する措置及び事項の内容を記載した書類」の提出は不要としたこと。
- ウ 特別加入団体の地区に関しては、当該団体の地区がその主たる事務所の所在地を中心として労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和47年労働省令第8号）第6条第2項第4号に定める区域を超えるものであっても原則として当該所在地のブロック内であれば承認を行って差し支えないこととしているが、ブロックとは以下のとおりである。

なお、当該ブロックを超える範囲での申請があった場合、本省に協議すること。

ブロック	都道府県
北海道	北海道
東北	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東	東京都、神奈川県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、山梨県
北陸	新潟県、富山県、石川県、福井県
中部	長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
関西	滋賀県、和歌山県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県
中国	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四国	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

エ 事業内容等を確認するために、団体の承認申請の際に添付することを義務付けている定款、規約の様式を参考までに別途示すので、活用すること。

(3) 複数の事業を営む一人親方等の承認に当たっての留意点

「船員法第1条に規定する船員が行う事業」のほかに、「漁船による水産動植物の採捕の事業」を行っている者が両方の事業について特別加入を希望する場合は、それぞれ「船員法第1条に規定する船員が行う事業」及び「漁船による水産動植物の採捕の事業」について特別加入の手続が必要となること。

(4) 書類の受理等

平成21年中に特別加入申請書が労働基準監督署に提出された場合、受付印を押印し、控を返却すること。

なお、不備があった場合及び不備修正後に再度提出された場合の取扱いについては、上記1の(4)と同様である。

3 周知・広報について

労働局においては、管内の全船舶所有者や労働保険事務組合等に対し、特

別加入の制度の概要等について十分に周知を行うこと。

局長通達で示されたように、改正法の施行後の船員保険からの上乗せ支給を受けるには労災保険から給付を受けていることが必要とされているため、船員保険の被保険者たる船舶所有者については個別に周知等を行い、平成21年中にもれなく手続が行われるよう特段の努力を払うこと。

なお、その際に周知や指導を行った船舶所有者ごとに周知の実績等の記録を残すこと。

また、中小事業主等の特別加入に関しては労働保険事務組合への事務委託が必要となるため、新たに労働保険事務組合の許認可申請を行う組合だけでなく、既存の労働保険事務組合に対しても制度の統合に関する周知を行うこと。

なお、周知に当たっては、特別加入制度の加入は任意であるものの、改正法の施行後の船員保険法における上乗せ支給の取扱いを踏まえると、加入が強く推奨されることを説明する必要があることから、労働局労災補償課と労働保険徴収課室との共催の説明会の実施や労働保険徴収課室の説明に労働局労災補償課が同行する等、関係部署と連携して行うこと。